

竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）について

1 概要

竹早公園（竹早テニスコート含む）と小石川図書館の整備については、老朽化した小石川図書館の改修にかかる「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会」の報告書（令和2年12月）において、改築に伴い求められる機能や隣接する竹早公園との一体的な整備の方向性が示されたことを踏まえ、図書館の敷地を公園に組み込む一体的整備について検討を進めてきた。

検討の中では、一体的整備に関する基礎調査等により、各施設での課題を把握するとともに、都市計画公園である竹早公園に図書館の敷地を組み込む都市計画変更を前提とした一体的整備が、公園面積の拡充や利用者の利便性の向上などにつながると利点を見出してきた。

一体的整備のコンセプトでは、魅力ある公園づくりを進めつつ、文化的で豊かな生活を支えるスポーツ活動や学びの拠点の整備について掲げ、調和のとれた空間で多様な人の交流や賑わいの創出を目指していくこととしており、その基本的な考え方に基づく各施設の整備目標等について報告を行う。

2 これまでの経緯

令和2年12月	「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会」報告
3年3月	小石川図書館及び竹早公園一体的整備検討会設置
4年4～9月	竹早公園・小石川図書館の一体的整備に関する基礎調査
4年9月	「竹早公園及び小石川図書館の一体的整備の方向性について」報告
4年12月～	一体的整備基本計画検討

3 竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）

別紙のとおり

4 各施設に関する該当箇所

項目	一体的（全体）	公園	テニスコート	図書館
施設等の現況	p 2～4	p 4～6	p 6～7	p 7～9
関係法令等	p 9～14			
コンセプト	p 15			
区民参画（主な意見）	p 16～24	p 18～19	p 19～20	p 20～22
課題	p 27	p 25	p 25	p 26～27
施設整備方針	p 28～29			

導入する機能・サービス	p 30	p 30～31	p 30～31	p 31～33
施設整備目標	p 34～43			
管理運営計画	p 44			

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月 2月定例議会報告

・建設委員会：公園・テニスコート

・文教委員会報告：図書館

3月～ 地域・施設利用者への説明

竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画

(中間のまとめ)

令和6年1月

文京区

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の経緯	1
2	本計画の位置づけ	1
第2章	施設・当該敷地の現況	2
1	整備予定地の現況	2
2	各施設の現況	4
3	竹早公園の利用状況等	4
4	竹早テニスコートの利用状況等	6
5	小石川図書館の利用状況等	7
6	整備に関する関係法令・条例、手続き等	9
第3章	一体的整備のコンセプト	15
1	一体的整備の有効性	15
2	一体的整備の整備コンセプト	15
第4章	区民参画について	16
1	実施概要	16
2	主な意見	17
3	総括	23
第5章	一体的整備に向けた課題	25
1	公園・テニスコートにおける課題	25
2	図書館における課題	26
3	一体的に整備をするうえでの課題	27
第6章	施設整備方針	28
1	都市計画公園としての機能向上	28
2	施設の複合化による相互連携、各施設の利用者が交わる空間の創出	28
3	バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応	28
4	環境に配慮した施設づくり	28
第7章	導入する機能・サービス	30
1	複合施設の共有空間における機能・サービス	30
2	公園・テニスコートにおける機能	30
3	図書館における機能・サービス	31
第8章	施設整備目標	34
1	施設整備目標	34
2	機能相関図	37
3	土地利用計画・施設配置案	38
第9章	管理運営計画	44
1	開館・開場時間、休館・休場日	44

2 管理運営体制	44
第10章 整備スケジュール	45
1 一体的整備における手続き等	45

- 「一体的施設」 = 公園・テニスコート・図書館全体
- 「複合施設」 = 建物のこと

第1章 はじめに

1 計画策定の経緯

令和元（2019）年6月、文京区立図書館の更なる機能向上と老朽化する施設の改修等の検討を行うため、「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会」が設置されました。令和2（2020）年12月の報告書では、今後の区立図書館の機能向上に関し、ICT化の推進や閲覧環境の整備等が提言されたほか、各施設の改修等についての考え方が示されました。とりわけ、昭和41（1966）年に建設された小石川図書館については、施設の老朽化とともに、バリアフリー対応等の多くの課題が指摘され、施設の改築に当たっては、隣接する竹早公園との一体的な整備が望ましいとの報告がされました。

そのことを受け、区では、「小石川図書館及び竹早公園一体的整備検討会」を設置し、公園・テニスコート・図書館等、各施設の所管課による多角的な視点から、竹早公園と小石川図書館との一体的整備について検討を進めてきました。検討の中では、一体的整備に関する基礎調査等により、竹早公園のバリアフリー対応や、竹早テニスコートのクラブハウスの老朽化等、各施設での課題を把握するとともに、都市計画公園である竹早公園（竹早テニスコート含む）に図書館の敷地を組み込み、都市計画変更を前提とした一体的整備により、公園面積の拡充や利用者の利便性向上などの利点を見出してきました。

このような検討を踏まえ、一体的整備に当たっては、魅力ある公園づくりを進めつつ、文化的で豊かな生活を支えるスポーツ活動や学びの拠点を整備することをコンセプトに掲げ、調和のとれた空間で、多様な人の交流や賑わいの創出を目指していくこととし、その基本的な考え方に基づく各施設の整備方針等について、基本計画としてまとめるものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、竹早公園と小石川図書館との一体的整備に係る、公園及び公園施設（テニスコート関連施設・小石川図書館）の整備方針となる計画です。本区の最上位計画である「『文の京』総合戦略」のほか、まちづくりに関する「文京区都市計画マスタープラン」（以下「都市計画マスタープラン」という。）、公園に関する「文京区みどりの基本計画」（以下「みどりの基本計画」という。）や「文京区公園再整備基本計画」（以下「公園再整備基本計画」という。）、施設管理に関する「文京区公共施設等総合管理計画」（以下「公共施設等総合管理計画」という。）など、関連する個別計画との整合を図りつつ、各施設に備える機能や敷地の整備計画、敷地の高低差を生かした土地利用計画を示したものです。

第2章 施設・当該敷地の現況

1 整備予定地の現況

敷地の現況は次のとおりです。

表 2-1 敷地の現況

項目		竹早公園	小石川図書館
所在地		文京区小石川5丁目9番	文京区小石川5丁目9番20号
敷地面積		一体的整備による敷地全体面積 8,193.26 m ²	
		7,524.99 m ² (うちテニスコート 3,204 m ²)	668.27 m ²
都市計画	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60% (ただし、都市公園法の規定により 2% + 特例 10% で 12%)	60% (ただし、角地、準防火地域内の準耐火建築物により 80% まで可能)
	容積率	300%	
	日影規制	4-2.5 時間 測定面 4m	
	高度地区	22m 第三種高度地区	
	防火指定	準防火地域	
	特別用途地区	第一種文教地区	
	都市施設	都市計画公園 (街区公園)	—
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺道路の幅員：北西 12.00m、北東 6.08m、南東 7.85m、南 12.05m (前面道路)、南西 6.10m ・ 坂の傾斜面にあり、公園と図書館には高低差がある。 ・ 公園敷地は埋蔵文化財包蔵地に該当している。 	

出典：周辺道路の幅員…道路台帳平面図

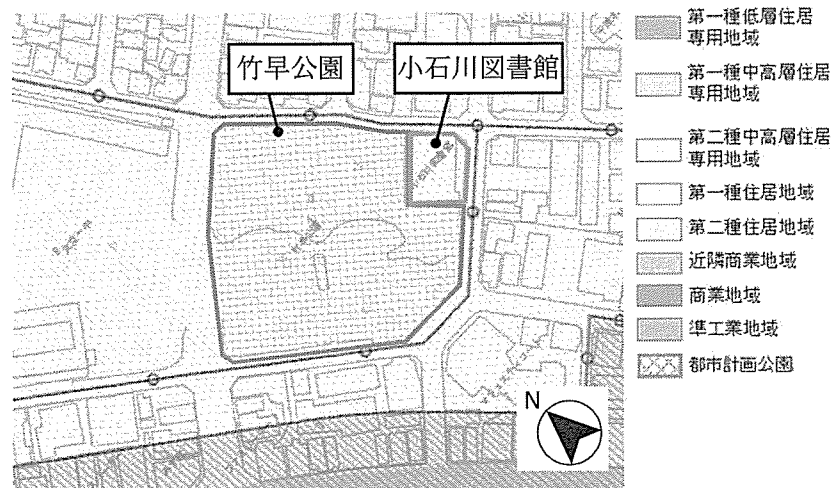


図 2-1 整備予定地の位置及び用途地域

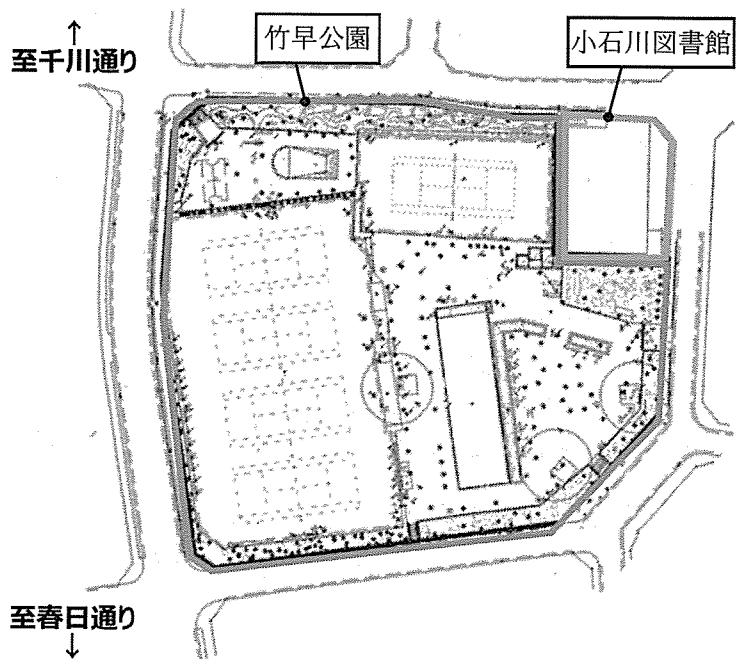


図 2-2 現況敷地図

特徴として、当該敷地は春日通りから千川通りに向かって緩やかに下がる傾斜地に位置していることから、周辺道路と敷地に高低差があります。敷地4辺に接する周辺道路は全て傾斜路であり、現況地盤高低概略図(図 2-3)において最も高いB地点と最も低い東側交差点(A地点)では4.94mの高低差があります。

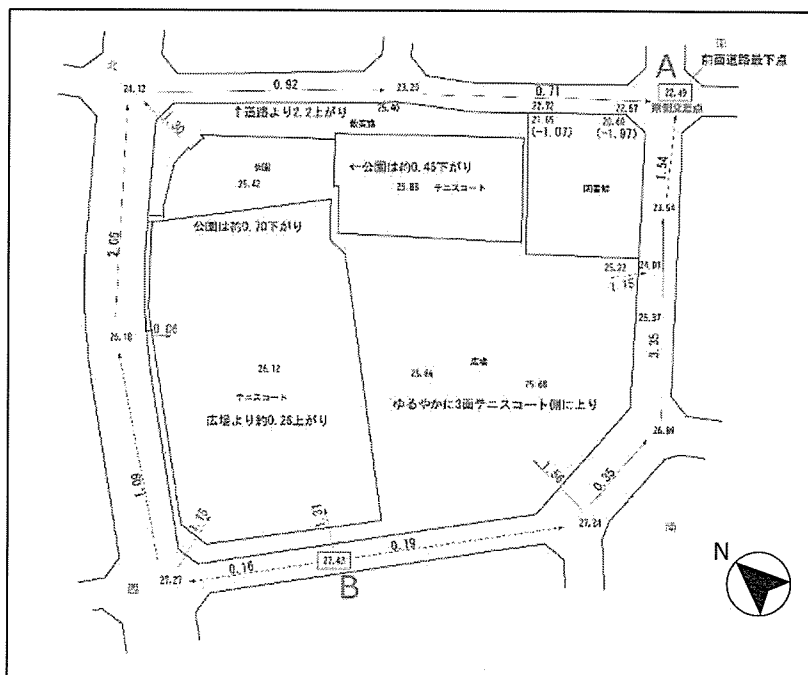


図 2-3 現況地盤高低概略図(令和5年3月24日測量)

2 各施設の現況

本計画において整備予定地にある施設の現況は以下のとおりです。各施設の詳細は、「3 竹早公園の利用状況等」～「5 小石川図書館の利用状況等」で記述します。

表 2-2 各施設の概要

	竹早公園	竹早テニスコート	小石川図書館
		①テニスコート ②管理事務所 ③クラブハウス	
開設・建設年	昭和 28 (1953) 年 9 月	①第 1～4 コート：昭和 29 (1954) 年 12 月、第 5 コート：昭和 62 (1987) 年 ②昭和 61 (1986) 年 (令和 3 (2021) 年度改築) ③昭和 63 (1988) 年	昭和 40 (1965) 年 12 月建築、昭和 41 (1966) 年 4 月開館 平成 11 (1999) 年度耐震補強等工事 平成 30 (2018) 年度空調設備・防水等改修
敷地面積	7,524.99 m ²	① 5 面 3,204 m ² (公園面積の 42.6%)	668.27 m ²
建築面積	便所：20.99 m ²	②12.60 m ² ③37.50 m ²	416.64 m ²
床面積	20.99 m ²	②12.60 m ² ③75.00 m ²	1,993.50 m ²
構造	便所：鉄筋コンクリート造	②プレハブ平屋建 (軽量鉄骨組立造) ③鉄筋コンクリート造地上 2 階建	鉄筋コンクリート造 地上 4 階地下 1 階建
施設内容	便所 (バリアフリートイレ有)、ブランコ、砂場、すべり台、クライミングスライダー、健康遊具、キャッチボール場	① 5 面 ②管理事務所 ③クラブハウス (更衣室、シャワー室)	書架、閲覧室、児童室、レコード室、視聴覚ホール、会議室、書庫、倉庫、事務室、機械室等
運営等	区による管理運営	指定管理者による管理運営	指定管理者による管理運営
その他	防災課所有の防災倉庫		

3 竹早公園の利用状況等

(1) 施設の現状

竹早公園の現状について、表 2-3 のとおりです。

表 2-3 竹早公園の現状

建物等の現況	建設年	昭和 28 (1953) 年 9 月
	敷地面積	7,524.99 ㎡
	建築面積	20.99 ㎡ (便所)
	延床面積	20.99 ㎡
	施設内容	公園便所 (バリアフリースイイレ有)、ブランコ、砂場、すべり台、クライミングスライダー、健康遊具、キャッチボール場
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 運動施設として竹早テニスコートを設置 (テニスコート 5 面、クラブハウス、管理事務所) 防災倉庫を設置
運営の状況	既存機能	主として街区内に居住する住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動、その他のレクリエーション利用に供するとともに、併せて都市環境の整備及び改善、災害時の避難等に資するために設けられる公共空地
	開園時間	キャッチボール場利用時間：8：00～日没まで
	主なイベント等	防火防災訓練、子ども縁日、ラジオ体操等
	管理形態	直営。公園内の施設点検や清掃、保全は他の公園と一括で委託
		<p>【施設・設備の配置等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園にある出入口 4 か所のうち、3 か所に段差があり、周辺道路と段差がない出入口は 1 箇所のみ 北側遊具エリアと南側広場エリアは、竹早テニスコートで分断され、間の通路で接続しているが、北側と南側では視線は遮られている。 南側広場エリアは植栽の樹木が多く、キャッチボール場を設置
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹早公園は開設から 70 年以上が経過し、各種公園施設の老朽化が進行している。 公園再整備基本計画における竹早公園の現況評価は、遊具施設や衛生環境についての評価が低くなっている (表 2-4)。 既存樹木についても、高木は全体的に老木化している。また、高木が大木化しており、強風などによる影響を受けやすい状況にある。 南側広場エリアは、樹木の植栽が多いほか、キャッチボール場が設けられ、十分な広さの広場が確保されていない。 		

表 2-4 竹早公園の現況評価

公園の充足状況	4 (重複率 150%以上 250%未満)	開設または全面改修からの経過年数	1 (40 年以上)
---------	-----------------------	------------------	------------

豊かな自然	5 (40種類以上)	公園の魅力	4 (やや良好)
死角見通し	5 (良好)	防災性	3 (普通)
衛生	2 (やや不良)	施設設置	4 (やや良好)
遊戯施設点検 (施設点検)	1 (C・D率50%以上)	その他施設点検 (安全点検)	4 (C・D率1~3%未満)
日照 (高木に占める落葉高木の割合)	4 (60~79.9%)	緑陰 (高木の密度)	2 (2~3.9本/100㎡)
季節感 (花の咲く木、紅葉する木の率)	4 (35~49.9%)	利用率 (単位面積当たりの利用者数)	2 (0.1~0.9人/100㎡)

※各項目は1 (改善の余地有) ~ 5 (良好) までを数値化

出典：公園再整備基本計画

(2) 利用状況

歩行者、自転車での来園者の多くが周辺道路と段差のない出入口から来園しています。

また、公園再整備計画では、利用率 (単位面積あたりの利用者数) は 0.1~0.9 人/100 ㎡で5段階中下から2番目の評価です。

4 竹早テニスコートの利用状況等

(1) 施設の現状

竹早テニスコートの現状について、表 2-5 のとおりです。

表 2-5 竹早テニスコートの現状

建物の現状	建設年	①テニスコート 第1~4コート：昭和29 (1954) 年、第5コート：昭和62 (1987) 年 ②管理事務所：昭和61 (1986) 年 ※令和3 (2021) 年度改築 ③クラブハウス：昭和63 (1998) 年
	敷地面積	テニスコート5面：3,204 ㎡ (公園の42.6%)
	建築面積	②管理事務所：12.60 ㎡ ③クラブハウス：37.50 ㎡
	延床面積	②管理事務所：12.60 ㎡ ③クラブハウス：75.00 ㎡ (地上2階建)
	施設内容	①テニスコート：5面、砂入り人工芝 ②管理事務所：テニスコートの利用受付窓口 ③クラブハウス：トイレ、更衣室、シャワー室
	その他	竹早公園内に運動施設として設置
運営の状況	既存機能	スポーツの普及振興を図り、もって区民の健全な心身の育成を寄与することを目的とした有料施設
	開館時間	8:00~21:00 利用時間は2時間毎。A (8:00~10:00)、B (10:00~12:00)、C (12:00~14:00)、D (14:00~16:00)、E (16:00~18:00)、F (18:00~21:00) ※Fの時間帯のみ3時間
	利用状況	開場日数 357 日、利用人数 47,158 人 (令和4年度実績)
	主なイベント等	区民大会等各種大会

管理形態	指定管理者制度
	<p>【施設・設備の配置等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テニスコートは第1～4コートと第5コートに分かれて配置。第1～4コートの間隔は規則等に基づき適正に保たれている。 ・ テニスコートを囲むフェンスを設置
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テニスコートとクラブハウスは近接した配置となっており、利便性に優れているが、クラブハウス等、各種設備の老朽化が進行しており、第4コート側の公園の樹木の根がコートを押し上げ、隆起している箇所もある。 ・ クラブハウス内の階段には手すりがなく、コート入口やクラブハウス入口には段差があるため、バリアフリーへの配慮が必要 ・ コートと近隣住宅が近接しており、テニスのプレー中の発声やボールの打球音など、近隣住宅への音の配慮が必要 	

(2) 利用状況

テニスコートは、区内在住・在勤・在学者の利用登録制のスポーツ施設で、利用率は平日、土日祝ともに95%以上と非常に高い状態です。また、区民大会等を開催できる施設規模です。

表 2-6 竹早テニスコート利用状況（令和4年度）

テニスコート /利用区分	平日			土日祝			平日・土日祝合計		
	利用可能コマ	利用実績コマ	利用率	利用可能コマ	利用実績コマ	利用率	利用可能コマ	利用実績コマ	利用率
第1テニスコート	995	972	97.7%	494	483	97.8%	1,489	1,455	97.7%
第2テニスコート	1,096	1,042	95.1%	534	529	99.1%	1,630	1,571	96.4%
第3テニスコート	1,269	1,208	95.2%	612	585	95.6%	1,881	1,793	95.3%
第4テニスコート	1,271	1,213	95.4%	612	590	96.4%	1,883	1,803	95.8%
第5テニスコート	1,068	1,053	98.6%	515	505	98.1%	1,583	1,558	98.4%
合計	5,699	5,488	96.3%	2,767	2,692	97.3%	8,466	8,180	96.6%

5 小石川図書館の利用状況等

(1) 施設の現状

小石川図書館の現状について、表 2-7 のとおりです。

表 2-7 小石川図書館の現状

建物の現況	建設年	昭和 40 (1965) 年 12 月 ※平成 11 (1999) 年度 耐震補強等工事																
	敷地面積	668.27 m ²																
	建築面積	416.64 m ²																
	延床面積	1,993.50 m ² (地上 4 階地下 1 階)																
	施設内容	書架、閲覧室、児童室、レコード室、視聴覚ホール、会議室、書庫、倉庫、事務室、機械室等																
	その他	—																
運営の状況	既存機能	図書館法に基づき、資料の収集・保存・貸出等に供するサービスを提供																
	開館時間	平日・土曜 8:00~21:00、日曜・祝日 8:00~19:00																
	資料所蔵数	合計 224,441 点 (令和 5 (2023) 年 3 月 31 日現在) 図書資料 181,721 点 (一般図書 140,065 点、児童図書 41,656 点) 視聴覚資料 42,720 点 ※資料構成等の詳細は、参考資料を参照																
	利用状況	開館日数 343 日、来館者数 189,230 人 (令和 4 年度実績)																
	主なイベント等	映画会、講演会、コンサート、子ども会、子ども映画会、お話し会等																
	管理形態	指定管理者制度																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">4F</td> <td style="width: 75%;">ホール・会議室</td> <td rowspan="6" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">入口</td> </tr> <tr> <td>3F</td> <td>開架 (一般図書)、閲覧室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2F</td> <td>3層書架</td> <td rowspan="2">開架 (視聴覚資料・一般図書)</td> </tr> <tr> <td>2層書架</td> </tr> <tr> <td>1F</td> <td>文庫室</td> <td>開架 (一般図書・児童図書)</td> </tr> <tr> <td>B1F</td> <td colspan="2">開架書庫 おはなしの部屋 事務スペース</td> </tr> </table>		4F	ホール・会議室	入口	3F	開架 (一般図書)、閲覧室	2F	3層書架	開架 (視聴覚資料・一般図書)	2層書架	1F	文庫室	開架 (一般図書・児童図書)	B1F	開架書庫 おはなしの部屋 事務スペース		<p>【施設・設備の配置等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区立図書館では各館が分担収集しており、小石川図書館の担当分野は、法律、教育、音楽・舞踊、日本文学 開架資料の約 4 割が積層書架に配置されている。積層書架は書架の間が狭く天井が低く、また利用者が資料を探しづらい。 	
4F	ホール・会議室	入口																
3F	開架 (一般図書)、閲覧室																	
2F	3層書架		開架 (視聴覚資料・一般図書)															
	2層書架																	
1F	文庫室		開架 (一般図書・児童図書)															
B1F	開架書庫 おはなしの部屋 事務スペース																	
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 築 55 年以上が経過し、老朽化が進行しているほか、エレベーター、バリアフリートイレ、障害者用駐車場といった設備も未設置であり、現況施設はバリアフリーに対応していない状態。また、建設時に日影規制がなかったため日影規制を超えている部分があり、現在の建築基準法に適合していない既存不適格建築物となっている。 所蔵資料数は、約 22.4 万点で、図書資料が 8 割、視聴覚資料が 2 割を占めている。視聴覚資料は区立図書館の中でも最も多く、区内で唯一のレコード所蔵館。資料数はここ 10 年増加傾向にあるが、棚を増設して対応するなど所蔵能力を超えた所蔵数となっている。 開架率は区立図書館平均の 7 割よりも高い約 8 割となっており、開架を優先とした資料配置のため、古い資料も開架としている。 																		

(2) 利用状況

貸出数は区立図書館の中でも最も多いですが、資料の回転率（資料1点あたりの貸出数）は、微減傾向にあります。特にCDの貸出数の減少が顕著となっていますが、音楽配信サービスの普及によりCDというメディア自体の利用が減っていること等が考えられます。

予約の受取数も区立図書館の中で上位に位置していますが、令和5年4月の大塚地域活動センターの移転に伴い、近隣に図書館サービスカウンターが開設されたことで、小石川図書館での予約受取が若干減少しています。

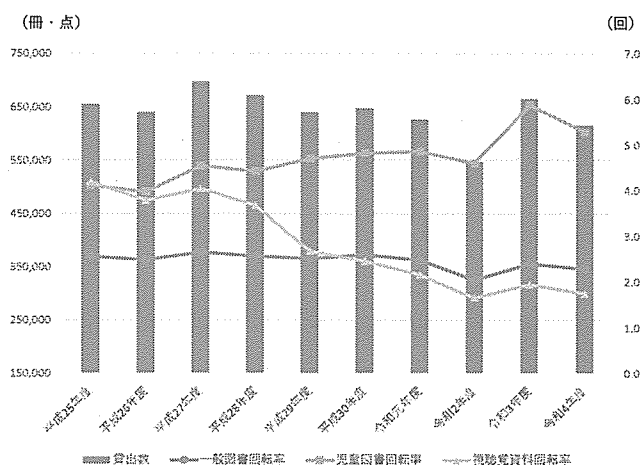


図 2-4 小石川図書館の利用状況

小石川図書館で実施している催し物として、子ども向けのおはなし会や映画会、一般向けには講演会やレコードを活用したコンサートなどが行われています。

6 整備に関する関係法令・条例、手続き等

竹早公園と小石川図書館を一体的整備するにあたり、都市公園法、都市計画法、建築基準法及び東京都文教地区建築条例による制限について以下のとおり整理します。

表 2-8 整備に関する関係法令、手続き等の主な内容

- 都市公園敷地に図書館敷地を組み込む
- 都市公園敷地と都市計画公園区域を一致させるため、都市計画変更を行う。
- 複合施設の用途は、第一種中高層住居専用地域（用途地域）、第一種文教地区（特別用途地区）による規制を受ける。
- 複合施設の建蔽率は、都市公園法により規制される。または、立体都市公園制度の適用した場合、建築基準法による規制となる。
- 立体都市公園制度を適用する場合には、立体的な範囲を都市公園と都市計画公園で一致させるため、立体都市計画への変更を行う。

(1) 都市公園法

整備予定地の竹早公園は都市公園であり、都市公園法の適用を受けることになります。図書館の敷地を都市公園の敷地に取り込む場合は、都市公園への建築となり、都市公園法上の設置基準を遵守する必要があります（表 2-9）。

また、高低差の活用と限られた敷地内での整備方法として、立体都市公園制度があります。立体都市公園制度は平成16（2004）年の都市公園法の改正により創設された制度で、都市公園の区域を立体的に定める、都市公園と地下施設を一体的に整備することで、土地の有効活用を図り、都市公園の効率的な

整備を果たすことが目的とされた制度です。立体都市公園制度を適用する場合は、都市公園法運用指針（第5版）に記載のある以下に示すような内容について留意する必要があります（表2-10）。

表 2-9 都市公園法の整理

規制項目	条文	本地区の要件・本地区に関する内容
都市公園	第2条	都市公園に位置付け
公園施設の設置基準	第4条	公園敷地内に設ける建築物の建蔽率2%以下 休養施設、運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設の建蔽率 +10% 運動施設は敷地面積に対して50%以下 等
公募設置管理制度	第5条	指定管理をはじめ、Park-PFI等区が管理しない場合に該当
立体都市公園	第20条から第26条	当該都市施設の範囲を立体的に定める場合（立体都市公園制度を活用する場合）に該当

※都市公園法（昭和31年法律第79号）より抜粋し記載

表 2-10 立体都市公園制度の概要

規制項目	条文	概要
主旨	都市公園法運用指針（第5版）	<ul style="list-style-type: none"> - 市街地中心部等では、ヒートアイランド現象の緩和、地震災害時の避難場所の確保、人々の憩いの場の確保等の観点から、特に都市公園の整備を必要としている一方、他の目的による土地利用を図る必要もあることから、土地の有効利用を図りつつ、他の施設と都市公園とを一体的に整備することによって効率的に都市公園の整備を進めるため、都市公園と他の施設による立体的土地利用を図っていくことが望ましい場合もある。 - 立体都市公園制度は都市公園の下部空間に法の制限が及ばないことを可能とし、当該空間の利用の柔軟化を図ることとしたものである。
アクセスの確保	都市公園法運用指針（第5版）	<ul style="list-style-type: none"> - 立体都市公園の形態としては、大きく分けて、以下3パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> A 都市公園の地下利用を可能とするケース B 建物の屋上に都市公園を設置するケース C 人工地盤上に都市公園を設置するケース <p>The diagram illustrates three patterns of vertical urban park access (A, B, and C). Each pattern shows a cross-section of a building and the ground level. Above each building, a horizontal line indicates the 'Urban Park' (都市公園) area with a 100% coverage rate. Pattern A shows the park area extending underground beneath the building. Pattern B shows the park area on the roof of the building. Pattern C shows the park area on an artificial ground level (人工地盤) above the building. The ground level in patterns B and C is labeled as 'Urban Park' with a coverage rate of less than 60% (<60%).</p> <ul style="list-style-type: none"> - 既存の都市公園に立体都市公園制度を適用するのは、原則として既存都市公園の地下を利用しようとする場合になるものと考えられる。

規制項目	条文	概要
立体都市公園制度の設置基準	法第 21 条 施行令第 4 条	<ul style="list-style-type: none"> - 当該立体都市公園を徒歩により容易に利用することができるように傾斜路、階段、昇降機その他の経路によって道路、駅その他の公衆の利用に供する施設と連絡していること - 標識の設置又はこれに準ずる適当な方法により、当該立体都市公園の設置場所及びそこに至る経路を明示すること
公園一体建物に関する協定	法第 22 条	<p>公園管理者は、立体都市公園と当該立体都市公園の区域外の建物とが一体的な構造となるときは、当該建物の所有者又は所有者となろうとする者と次に掲げる事項を定めた協定（以下「協定」という。）を締結することができる。この場合において、公園管理者は、当該立体都市公園の管理上必要があると認めるときは、協定に従って、当該建物の管理を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 協定の目的となる建物（以下「公園一体建物」という。） 二 公園一体建物の新築、改築、増築、修繕又は模様替及びこれらに要する費用の負担 三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担 <ul style="list-style-type: none"> イ 公園一体建物に関する立体都市公園の管理上必要な行為の制限 ロ 立体都市公園の管理上必要な公園一体建物への立入り ハ 立体都市公園に関する工事又は公園一体建物に関する工事が行われる場合の調整 ニ 立体都市公園又は公園一体建物に損害が生じた場合の措置 四 協定の有効期間 五 協定に違反した場合の措置 六 協定の揭示方法 七 その他必要な事項

出典：都市公園法運用指針（第 5 版）、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）

（２） 都市計画法

都市公園法に基づく都市公園敷地と、都市計画法に基づく都市計画公園区域を一致させるために、都市計画変更（区域・面積の変更）を行います。

都市公園法に基づく立体都市公園制度を適用する場合には、都市公園及び都市計画公園の立体的な範囲を一致させるために都市計画変更（区域・面積の変更に加え、立体的な範囲を定める）を行います。

また、その場合は都市計画公園の立体的範囲外の建築物は都市計画法 53 条の許可の手続きが必要になります。

（３） 建築基準法

都市計画法に基づく都市計画により、当該地の用途地域を第一種中高層住居専用地域と定めています。用途地域内の建築物の用途は建築基準法により制限されます。

表 2-11 第一種中高層住居専用地域に建築可能な用途の整理

No.	建築可能な用途
①	住宅
②	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの ※延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供し、かつ次に記載するいずれかの用途等を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50 m ² を超えるものを除く) 一 事務所 二 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 ※二に関しては、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る
③	共同住宅、寄宿舍、下宿
④	学校、図書館、大学、高等専門学校、専修学校等
⑤	神社、寺院、教会等
⑥	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設等
⑦	公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第 2 条第 6 項第一号に該当する営業に係るものを除く）
⑧	病院、診療所
⑨	店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち 500 m ² 以内のもの ※次に記載するいずれかの用途等に供するもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除き、住宅を兼ねるものを含む） 一 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 二 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 m ² 以内のもの 三 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 m ² 以内のもの 四 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 五 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く）又は飲食店 六 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 ※二、三に関しては、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る
⑩	自動車車庫で床面積の合計が 300 m ² 以内のもの ※3 階以上の部分をその用途に供するものを除く

No.	建築可能な用途
⑪	公益上必要な建築物 ※次に記載するいずれかの用途に供するもの 一 巡査派出所、公衆電話所 二 郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が 500 m ² 以内のもの 三 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物その他これらに類するもので延べ面積が 600 m ² 以内のもの 四 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 五 路線バスの停留所の上家 六 インフラ施設で国土交通大臣が指定するもの（建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号、同法施行令第 130 条の 5 の 4 第 2 号） 七 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの（5 階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く）
⑫	①～⑪の用途に附属するもの ※次に記載するいずれかの用途に供するもの 一 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が 3,000 m ² 以内でかつ 2 階以下の部分にあるもの（建築基準法第 86 条第 8 項の規定に基づく公告対象区域内については別途制限あり（建築基準法施行令第 130 条の 5 の 5 第 2 号）） 二 床面積の合計が 15 m ² 以内の畜舎

出典：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条、別表 2、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 3,4,5、第 130 条の 5 の 2,3,4,5、第 130 条の 9

（４） 東京都文教地区建築条例

都市計画法に基づく都市計画により、当該地を特別用途地区である第一種文教地区に定めています。

文教地区内の建築物の用途は、（３）の用途地区による制限に加え、建築基準法に基づく東京都文教地区建築条例による制限も受けることになります。

東京都文教地区建築条例は建築物に関する条例のため、建築物ではない既存の屋外テニスコート、屋外キャッチボール場は、制限の対象ではありません。

整備予定地は、用途地域による制限では上記の表 2-11⑨のとおり 500 m²以内でかつ 2 階以下の部分には飲食店は建築可能ですが、第一種文教地区による制限で、下記の表 2-12⑧のとおり飲食店は建築不可となっています。

表 2-12 第一種文教地区における用途制限（建築できない用途）の整理

No.	建築できない用途
①	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第2条第1項第1号から第3号まで及び同条第6項各号のいずれかに該当する営業に係るもの（キャバレー、料理店、カフェー、喫茶店などで風営法の適用を受けるもの。）
②	ホテル又は旅館（①に該当するものを除く。）
③	劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設（①に該当するものを除く。）
④	マーケット（市場を除く。）
⑤	遊技場又は遊戯場（学校附属のものを除く。）
⑥	旧工場公害防止条例（昭和二十四年東京都条例第七十二号）別表に掲げられていた作業を常時行う工場
⑦	勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所
⑧	<p>①～⑦の建築物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの</p> <p>※次に記載するいずれかの用途に供するもの</p> <p>一 共同住宅の主として住戸又は住室のある階に設ける飲食店</p> <p>二 前号以外の飲食店で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、<u>第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内に設けるもの</u>。ただし、第二種中高層住居専用地域内に設ける飲食店にあっては酒類提供飲食店（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）に限る</p>

出典：東京都文教地区建築条例（昭和25年条例第88号）、昭和42年9月16日付東京都告示第916号

第3章 一体的整備のコンセプト

1 一体的整備の有効性

令和4年度に行った基礎調査では、竹早公園に小石川図書館の敷地を組み込み一体的に整備することにより、想定される効果や課題等の考察を行いました。その結果、以下のようなことが期待されます。

- (1) 公園敷地を拡大することで、公園再整備基本計画に示すユニバーサルデザインへの配慮や災害に強いまちづくりに貢献するほか、地形の高低差を生かした立体的な整備などの活用の可能性により、公園の利便性が向上する。
- (2) 点在する図書館とテニスコート関連施設を合築して整備することで、効率的・効果的な施設整備ができ、広く公園を利用できるようになる。
- (3) 社会教育施設である図書館とテニスコートの機能を更新することで、マスタープランに示す特色あるまちづくりに即し、学び、交流できる場として文化の香り高い特色ある拠点の形成が期待できる。
- (4) 公園に図書館を組み込むことで、各施設がつながりやすくなり、マスタープランで示す「地域の人や学生などが活動し、交流するまちづくりの推進」として、多種多様な交流の場が生まれることが期待できる。

2 一体的整備の整備コンセプト

上記の有効性を踏まえ、竹早公園と小石川図書館との一体的整備に当たっては、各施設の特徴を生かして、一体的整備の利点を最大限に引き出すため、以下の整備コンセプトを掲げ、その実現を目指した整備計画を策定します。

表 2-13 竹早公園・小石川図書館の一体的整備に関する整備コンセプト

<p>【テーマ】 魅力ある公園づくりを進めつつ、文化的で豊かな生活を支えるスポーツ活動や学びの拠点を整備し、調和のとれた空間で、多様な人の交流や賑わいを創出する。</p> <p>1 公園の利便性向上 公園の機能や防災性を高め、公園施設を一体化し活動スペースの充実を図るとともに、高低差を利用した敷地の活用を検討する。</p> <p>2 スポーツ・学びの拠点 特色あるまちづくりを進めるため、テニスコート設備の更新や図書館機能を充実し、各施設利用者が活動しやすい場を整備する。</p> <p>3 多様な人の交流を生み出す空間の創出 各施設がそれぞれの特性を生かし、多様な人が交流し、賑わいのあるコミュニティの場を創出する。</p>
--

第4章 区民参画について

1 実施概要

計画策定の参考とするため、一体的整備コンセプト等を共有しつつ、各施設に求められる機能等について、アンケートやワークショップなどにより、施設利用者や周辺住民の意見等を聴取しました。

(1) 計画策定に当たり実施したアンケート、ワークショップ等

計画策定に当たり実施したアンケート、ワークショップ等の実施概要は下記のとおりです。

表 4-1 アンケート・ワークショップ等実施概要

①公園利用者アンケート			
実施期間	令和5年3月8日(水)～21日(火)		
対象	竹早公園・小石川図書館から半径250m圏内の区民 実施期間内に竹早公園・小石川図書館を利用した人		
実施方法	アンケート用紙配付(施設設置・戸別配付)、ポスト・FAX回収またはWEB回答		
回答数	243件(紙回答141件、WEB回答99件、FAX回答3件)回収率11.7%		
②テニスコート利用者アンケート			
実施期間	令和5年3月22日(水)～4月16日(日)		
対象	竹早テニスコート利用者		
実施方法	アンケート用紙配付(施設設置)、ポスト回収またはWEBでの回答		
回答数	264件(紙回答223件、WEB回答41件)		
③第1回区民ワークショップ「新しくなる小石川図書館を考えよう」			
日時	令和5年3月19日(日)13時30分～16時		
場所	小石川図書館4階ホール		
参加者	17人		
テーマ	第1部：小石川図書館を見て・知ろう(見学ツアー含む) 第2部：どのような図書館にしたいか意見を交換しよう ①小石川図書館の好きなおところ ②どのような図書館にしたいか意見を交換しよう		
④意見募集「新しくなる小石川図書館を考えよう」			
実施期間	令和5年3月20日(月)～4月2日(日)		
対象	小石川図書館利用者		
実施方法	アンケート用紙の配布(施設設置)、ポスト回収またはWEBでの回答		
回答数	64件(紙回答7件、WEB回答57件)		
⑤こどもアンケート			
実施期間	令和5年5月26日(金)～6月8日(木)		
対象	保育園(保育士)	小学生	中学生
	竹早公園・小石川図書館から半径500m圏内の保育園(11園)	近隣区立小学校(窪町小学校)	近隣区立中学校(第一中学校、茗台中学校)
実施方法	アンケート用紙の配付・回収	アンケート用紙の配付・回収	WEB回答

回答数	90件	441件	160件
⑥町会との意見交換会			
日時	令和5年6月8日(木) 15時30分～16時30分		
場所	大塚地域活動センター多目的室		
参加者	7人		
テーマ	1.竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画の検討について 2.意見交換		
⑦第2回区民ワークショップ「新しくなる施設のあり方を考えよう」			
日時	令和5年7月1日(土) 13時30分～15時30分		
場所	大塚地域活動センター多目的室		
参加者	38人		
テーマ	①各施設の接点部分での過ごし方・機能をイメージしよう ②施設のキーワードを考えよう		
⑧意見募集「新しくなる施設のあり方を考えよう」			
実施期間	令和5年7月1日(土)～7月10日(月)		
対象	各施設の利用者		
実施方法	アンケート用紙の配布(施設設置)、ポスト回収またはWEBでの回答		
回答数	28件(紙回答7件、WEB回答21件)		

(2) 参考とした施設利用者を対象としたアンケート

計画策定の参考とした、施設利用者を対象としたアンケートの実施概要は下記のとおりです。

表 4-2 施設利用者アンケート実施概要

①文京区スポーツ施設利用者アンケート	
対象意見	平成29年度から令和4年度までに実施した利用者アンケート(毎年2回)
回答者	総合体育館ほか6スポーツ施設利用者(分析の対象は竹早テニスコート)
実施方法	アンケート用紙の配付・回収及びWEBでの回答
回答数	平成29(2017)年度:348件(後期)、令和元(2019)年度470件(前期) 令和2(2020)年度:504件(前期・後期)、令和3(2021)年度:259件(前期・後期) 令和4(2022)年度:498件(前期・後期)
②文京区立図書館利用者アンケート	
対象意見	令和4年度に実施した利用者アンケート(毎年1回)
回答者	区立図書館利用者(主に小石川図書館に関する意見を分析)
実施方法	アンケート用紙の配付・回収及びWEBでの回答
回答数	3,345件(うち小石川図書館利用者428件)

2 主な意見

「1実施概要」において記載したアンケート、ワークショップ等で得られた意見について、公園、テニスコート、図書館、施設の接点部分の4視点から分類・整理しました。

(1) 公園に関する主な意見

①現在の公園の使われ方

全体を通じて、現在の公園では、遊具遊びや広場での遊びを行っているという回答が多くありました。また、中学生を対象としたこどもアンケートでは、他のアンケートと比較し、球技が多く見受けられました。

表 4-3 現在の公園の使われ方

アンケート名/ 順位		1位	2位	3位
公園利用者 アンケート		遊具で遊ぶ 22.2%	散策 16.7%	休憩 14.5%
こども アンケート	保育園	広場遊び(かけっこ) 29.9%	遊具遊び 22.2%	自然とのふれあい 18.8%
	小学生	遊具遊び 41.3%	広場遊び(かけっこ) 19.3%	ポール遊び 16.6%
	中学生	球技 35.6%	運動する 14.4%	広場で遊ぶ・ベンチでの んびり 13.8%

※公園利用者アンケート、こどもアンケートのうち保育園、中学生へは「竹早公園に何をしにいきますか?」「どのような使い方をしていますか?」、こどもアンケートのうち小学生へは「楽しいところはどこですか?」と質問

公園利用者アンケートでは、北側遊具エリアと南側広場エリアが分かれていることについて「使いやすい」「使いにくい」の双方とも回答がありました。「使いやすい」理由としては、「小さい子どもを安心して遊ばせられる」「目的別の使い勝手がよい」「ゆっくり休憩できる」などの回答がありました。一方で、「使いにくい」理由としては、「大人1人で子ども複数人の場合に目が届きにくい」「通路がせまい」「見通しが悪い」「分断されていて広さが生かされていない」などがあり、長短所それぞれの意見がありました。

表 4-4 公園のエリアが分かれていることについて

アンケート名/ 順位	1位	2位	3位
公園利用者 アンケート	使いにくい 39.2%	使いやすい 29.0%	どちらでもない 28.6%

②新しい公園に望むもの

公園利用者アンケートでは、「小さい子どもを安心して遊ばせられる公園」「休息や散策などのんびりできる公園」「運動ができる公園」の回答が上位となり、遊具、休憩コーナー、広場が求められています。自由意見では、「遊具の充実」「バリアフリーへの対応」「北側と南側のつながり、行き来のしやすさ」「自然の充実」「明るく安心して過ごせる場所づくり」「防犯対策の強化」「広々とした空間」「ベンチやトイレ等の整備」などが求められています。前述の公園エリアが分かれていることについての意見と合わせ、各種エリアの整備のほか、目的に応じたゾーニングによる使いやすさと安全性の確保が必要となることが見受けられます。

保育園を対象としたこどもアンケートでは、新しい公園に望むものは現在の竹早公園の使い方とほぼ同じ傾向です。自由意見では、自然、広場、遊具に関する意見が多く挙げられました。

小学生を対象としたこどもアンケートでは、遊具、球技ができる場所のニーズがあることが分かります。自由意見では、「ボール遊びをする場所、鬼ごっこ等の遊びをする場所、ゆったり過ごす場所、遊具のある場所を分けてほしい」という意見があり、公園全体のゾーニングにおいて配慮が必要です。また、遊具に関する意見が多岐にわたり挙げられました。

中学生を対象としたこどもアンケートでは、「球技ができる場所」「運動のできる広場」「休憩のできるベンチ」のニーズがあることが分かります。自由意見では、「より広い広場が欲しい」という意見がありました。球技に関しては、キャッチボールだけでなく、サッカー、バスケットボール等、様々な球技をしたいという意見があり、球技のニーズの高さが伺えます。

表 4-5 新しい公園に望むもの

アンケート名／順位		1位	2位	3位
公園利用者アンケート		小さい子どもを安心して遊ばせられる 25.2%	休息や散策などのんびり 18.9%	運動ができる 16.4%
こどもアンケート	保育園	広場で遊ぶ 36.1%	遊具で遊ぶ 29.4%	自然とのふれあい 18.9%
	小学生	遊具で遊ぶ 39.0%	ボールで遊ぶ 28.8%	その他 9.8%
	中学生	球技 32.5%	運動する 14.4%	広場で遊ぶ、ベンチでのんびり 13.8%
町会との意見交換会		エリアを分ける／自転車動線の整備		

※公園利用者アンケート、保育園、中学生を対象としたこどもアンケートでは「新しい公園をどのように使いたいですか?」、小学生を対象としたこどもアンケートでは「新しい竹早公園でどんな遊びをしたいですか?」と質問

(2) テニスコートに関する主な意見

①現在のテニスコートの使われ方

施設への来場手段について、テニスコート利用者及びスポーツ施設利用者アンケートの双方で、自転車での来場が半数以上を占めています。現在公園・テニスコート利用者向けの駐輪場がないことを踏まえ、一体的施設においては適切な規模の駐輪場の整備が必要と考えられます。

表 4-6 来場手段

アンケート名／順位	1位	2位	3位
テニスコート利用者アンケート	自転車 (57.1%)	徒歩 (20.7%)	電車・バス (19.9%)
スポーツ施設利用者アンケート	自転車 (50.0%)	徒歩 (25.0%)	電車・バス (19.8%)

※スポーツ施設利用者アンケートは、平成 29 (2017) 年後期アンケートの設問より

②新しいテニスコートに望むもの

テニスコート利用者及びスポーツ施設利用者アンケートともに、全面的な設備の更新・機能向上が求められています。また、付帯設備として駐輪場の整備を求める声も挙がっていますが、町会との意見交換会では自転車で公園の中を通らないような工夫を求める意見もありました。

表 4-7 新しいテニスコートに望むもの

アンケート名	主な意見	
テニスコート利用者アンケート	コート関連	コートの面数の増加／ナイターでも見やすい明るい照明の設置／荷物の雨避け、熱中症対策のため、屋根付きベンチの設置
	クラブハウス	更衣室とシャワー室の増設／トイレの洋式化、ウォシュレットの設置／整水器や冷水器の設置
	その他	駐輪場の整備
スポーツ施設利用者アンケート	コート関連	ベンチの更新／日よけになるものの設置／コートの状況の改善
	クラブハウス	更衣室やシャワーの設備を綺麗に
	その他	騒音に気を遣わなくてもよい
公園利用者アンケート	テニスコートを存続／テニスコートの占める面積が大きすぎるのでは	
町会との意見交換会	テニスコートはまとめる／自転車で公園の中を通らない	

(3) 図書館に関する主な意見

①現在の図書館の使い方

全てのアンケートにおいて、「本や雑誌を借りる」という回答が最も多くなりました。

図書館利用者アンケートでは、小石川図書館の特徴である視聴覚資料の利用も見受けられるとともに、中学生を対象としたこどもアンケートでは勉強するためという回答も多く挙がりました。

また、小石川図書館の資料の満足度は、「満足」「やや満足」の合計が区内で2番目に高くなっています。令和3年度の新刊図書受入冊数は区立図書館で2番目に多い一方、新刊図書の充実度（満足度）は52.8%にとどまり、区立図書館では4番目となっています。限られた開架スペースの中で、新刊図書が利用者の目に入りづらい状況にあることも考えられます。

施設の満足度について、館内のサイン・案内の分かりやすさは、「やや不満」「不満」の合計が最も高い状況です。積層書架等、古い施設構造により、通常の図書館とは異なる書架配置となっているため、分かりづらくなっていると考えられます。

自由意見では、書架状況・展示に関して「本が探しづらい」「児童書は表紙を見せていないと選びにくい」といった意見があり、資料の探しやすさや配架の工夫が求められています。また、施設面では、エレベーター等のバリアフリー化、トイレ等の設備更新が求められています。さらに、「駐輪場が狭い」「施設が狭い」といった意見のほか、児童閲覧席及び雑誌や新聞の閲覧スペースが不十分という意見も見受けられ、提供するサービスに見合った適切な施設規模を検討する必要があります。

表 4-8 現在の図書館の使われ方

アンケート名/ 順位	1位	2位	3位
図書館利用者 アンケート	本や雑誌を借りる 47.1%	館内で本・雑誌・新聞等 を読む 10.8%	視聴覚資料を借りる 10.6%
アンケート 子ども ア	保育園	本を借りる 42.9%	おはなし会等に参加する 39.3%
	中学生	本などを借りる 47.9%	勉強する 36.4%
			読み聞かせをする 10.7%
			調べ物をする 8.3%

※図書館利用者アンケートは、小石川図書館における結果を記載

※図書館利用者アンケートでは「来館目的について」、保育園、中学生を対象とした子どもアンケートでは「どのような使い方をしていますか?」と質問

ワークショップ、意見募集では小石川図書館の好きなところを聞きました。

立地、環境については駅からの近さやアクセスの良さ、公園の隣で緑があることなどが挙げられました。資料に関しては図書、視聴覚資料が豊富なことが多く、特にレコードをはじめとする視聴覚資料や音楽関係資料の豊富さが挙げられています。設備に関しては4階にホールがあることが挙げられ、そこで開催されるイベント等にニーズがあると考えられます。

表 4-9 小石川図書館の好きなところ

アンケート名	主な内容	
ワークショップ	立地、環境	公園の隣にある／駅から近い
	資料	図書、視聴覚資料が豊富
	設備	ホール
	その他	多才な図書館員／音楽が楽しめる
意見募集	立地、環境	立地が良い／公園の隣で緑が多い
	資料	図書、視聴覚資料が豊富／音楽関係資料（レコード、楽譜等）
	設備	ホール／子どもが靴を脱いで本を読めるスペース
	その他	レコードコンサート／親切な図書館員

※意見募集では「小石川図書館の好きなところ、良くしたいところはどこですか?」と質問したうち、好きなところを抜粋

②新しい図書館に望むもの

保育園を対象とした子どもアンケートでは、「園児と本を選ぶ」が最も多く、子どもと一緒に図書館を利用するニーズがあることが伺えます。また、自由意見では閲覧空間や会話のできる環境、図書館と保育園の連携についての意見が多く挙げられました。

小学生を対象とした子どもアンケートでは、「ひとりで勉強したい」も 8.6%の回答がありました。また、自由意見でも、本を読む席だけでなく、ひとりで勉強、友達との勉強に使う席の要望がありました。そのほか、飲食スペース、おしゃべりしながら勉強したい、静かに読書したいといった意見のほか、小石川図書館の特色でもある音楽資料を生かし、音楽を聴きながらの読書という意見も挙がりました。

中学生を対象とした子どもアンケートでも小学生と同様、一人での勉強や友だちとの勉強について

のニーズがあり、多様な学習に対応できる設置やゾーニングの検討が必要です。

ワークショップ、意見募集では、「ユニバーサルデザインやバリアフリーへの対応による多様な人の使いやすさ」「公園からのアクセスや空間創出による公園とのつながり」「閲覧席・学習席の確保」「多様な閲覧スペースや飲食スペースの設置による利用者がくつろげる空間の創出」「児童スペースの拡大等子どもが心地よく過ごせる空間の創出」「ホールの維持等による活動や交流の場の創出」「セルフ貸出やWi-Fiの整備による利便性の向上」などが求められています。

表 4-10 新しい図書館に望むもの

アンケート名/ 順位		1位	2位	3位
こどもアンケート	保育園	園児と本を選ぶ 25.0%	本を借りる 17.8%	おはなし会等に参加する 16.7%
	小学生	本を借りる 28.3%	友だちと話しながら勉強 16.3%	座席で本を読む 13.4%
	中学生	本などを借りる 24.0%	一人で勉強 21.6%	友だちとグループで勉強 19.8%
町会との意見交換会		現状の位置のまま		
ワークショップ		ユニバーサルデザインやバリアフリー／公園やテニスコートとのつながり、アクセス、連携／児童スペースの設置・拡大／多様な閲覧スペース、飲食・休憩スペースの設置／レコードが聞ける、音楽資料に触れられる／ホールの設置		
意見募集		ユニバーサルデザインやバリアフリー／閲覧席、学習席の確保・拡充／多様な閲覧席、飲食スペースの設置／公園やテニスコートとの一体化、公園での読書／子どもが安心してくつろげる／Wi-Fi、自動貸出機などの設置／ホールやスペースの貸出、イベントの開催／静と動のゾーニング		

※こどもアンケートでは「新しい図書館をどのように使いたいですか?」、ワークショップでは「どのような図書館にしたいか」、意見募集では「新しい小石川図書館がどのような図書館になるといいですか?」と質問

(4) 一体的整備による相互利用・相乗効果に関する主な意見

①公園・図書館の一体的な利用に関する主な意見

こどもアンケートでは、本を通じて図書館と公園の活動をつなげる意見が多く見られました。また、図書館と公園がつながり、行き来しやすく、誰もが使いやすい施設を求める意見も多く挙がりました。

表 4-11 公園・図書館の一体的な利用に関する主な意見

アンケート名		主な意見
こどもアンケート	保育園	図書館の本を公園で読みきかせ／本を使った公園での活動・公園での発見を図書館で調べる
	小学生	図書館の本を公園で読みたい／交互に使いたい／みんなが楽しめる／施設がつながり行き来しやすく／たくさんの経験ができる・いろいろなことに触れあえる
	中学生	だれもが気軽に使える／交互に使いたい／図書館の本を公園で読みたい／みんなですべて楽しめる／のんびりできる

②各施設の接点に関する主な意見

ワークショップ、意見募集では、3つの施設の接点について「どの世代でも利用できる」「くつろげる場所やスペース」を求める意見が多く挙がりました。

公園とテニスコートの接点については、体を動かす（スポーツ）という共通の視点から、多様なスポーツができる場所や、多様な活動を眺めながら休める場所を求める意見等が挙がりました。

公園と図書館の接点については、公園の様子や景観が図書館から見えるようにするという意見が挙がりました。

テニスコートと図書館の接点については、テニスコートの更衣室等を図書館の建物に併設するなどの意見が挙がりました。

各施設の特徴や活動イメージから、一体的に整備することにより機能を集約し、全ての利用者が共有できる空間づくりに関する考えが見受けられます。

表 4-12 各施設の接点に関する主な意見

アンケート名	主な意見	
ワークショップ	3つの施設	どの世代でも利用できる／くつろげる場所／きれいなトイレ／休める、座れるカフェ／飲み物を飲みながら本を読みたい
	公園×テニス	多様なスポーツができる／ボールを使える場所／テニスコート・公園利用者が休めるカフェ／テニスを眺めながら休める場所／色んな人がいるところが見える
	公園×図書館	屋上を使う／公園の様子が施設から見える。勉強しながら公園の景観が見える／遊んだ後ゆっくり休める。ぼーっとできる
	テニス×図書館	オープンスペースの設置／更衣室、シャワー室、トイレは図書館の建物に併設／テニス後に図書館から情報を得る
	一体的な施設のキーワード	動く／学ぶ／くつろぐ／出会う／つながる／にぎわい／癒し／みんなで使える／自由／交流／みんなで育てる／緑の中
意見募集	接点部分になるところ	休憩スペース／飲食スペース、カフェ／開放感のあるロビー／集約したトイレ等共用スペース
	接点部分での過ごし方・機能	公園の自然やテニスコートの様子を眺めながら読書／公園でのイベントと連携した図書館内の関連スペースの設置／雨や猛暑時に休憩、図書館利用／飲食

3 総括

これら区民からの意見等を基に、施設の整備キーワードを表 4-13 にまとめました。また、そのキーワードを各施設の接点に留意しプロットしたものが図 4-1 です。

表 4-13 現状や区民意見を踏まえた各施設のキーワード

施設	キーワード
公園	<ul style="list-style-type: none"> 豊富な遊具 小さい子どもを安心して遊ばせられる 安全・安心 運動ができる 広場 緑豊か 休憩、休息や散策などのんびりできる くつろげる
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> 使いやすいクラブハウスがある 快適にテニスができる テニスコート周辺もきれいに
図書館	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人が使いやすい 活動や交流を支える 子どもが心地よく過ごせる 公園とつながる 読書や学習空間の確保 音楽を楽しめる 利用者がくつろげる スペースごとに特性を分ける ICTの活用による利便性の高さ 豊富な資料

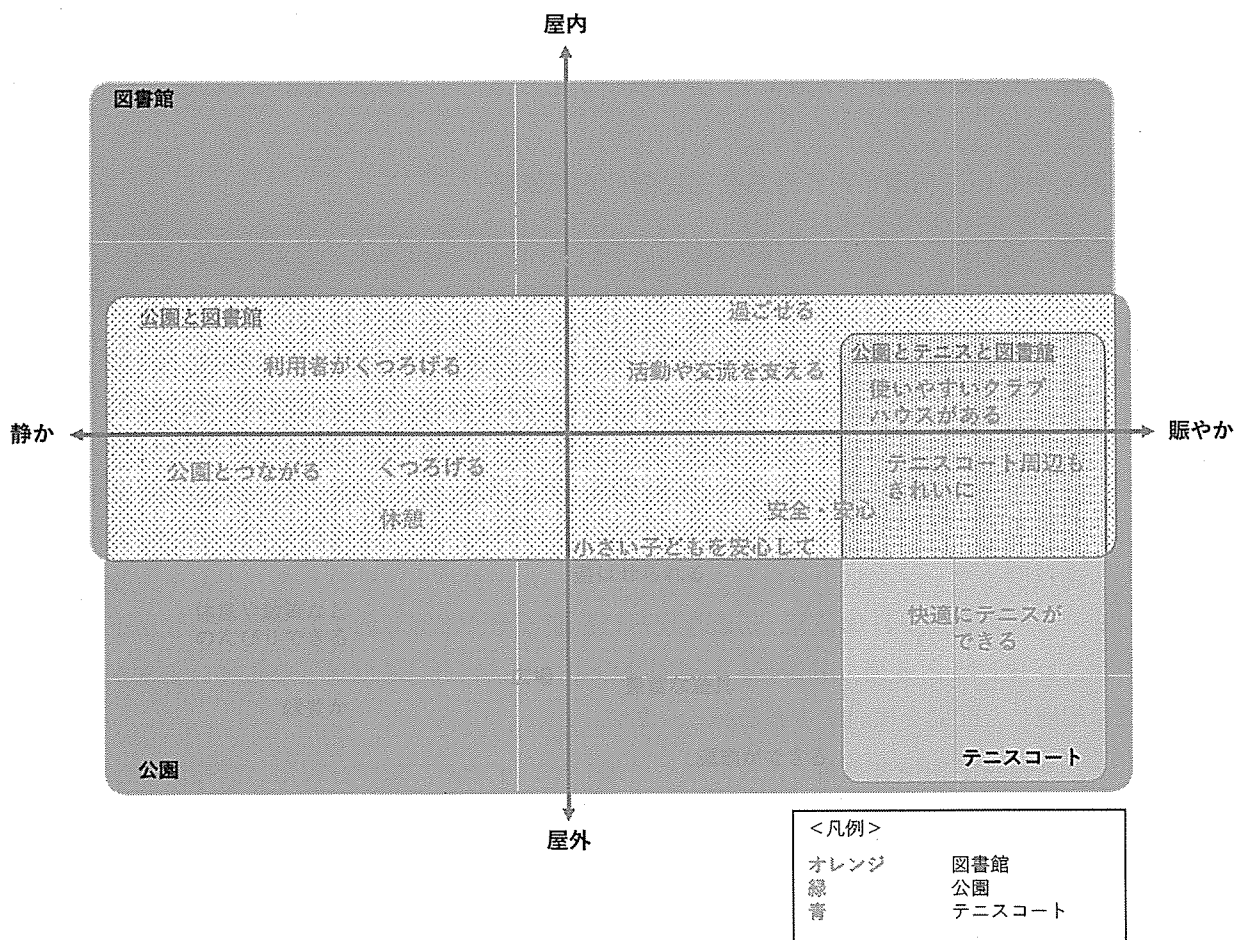


図 4-1 各施設のキーワードプロット図

第5章 一体的整備に向けた課題

竹早公園と小石川図書館との一体的整備コンセプトに基づく施設整備を進めていくため、「第2章 施設・当該敷地の現況」「第4章 区民参画について」を踏まえた既存施設の課題を以下にまとめました。

1 公園・テニスコートにおける課題

(1) 土地の高低差を生かした敷地の利用計画

現在の竹早公園は、傾斜地に位置し、北東部は高い擁壁となっています。限られた敷地面積を有効に活用するため、一体的整備コンセプトにあるように、この高低差を活用した敷地の利用計画を検討する必要があります。

(2) ユニバーサルデザインへの対応

竹早公園は、4か所ある出入口のうち3か所は段差がある状態です。また、テニスコートのクラブハウスの階段には手すりがなく、コートやクラブハウスの入口には段差がある状態です。全ての施設利用者が安心して快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの対応が必要です。

(3) 利用しやすい、利用したくなる公園に向けた再整備

竹早公園は、樹木が多い一方、日光が遮断され暗く、また北側遊具エリアと南側広場エリアは狭小な通路でつながっており見通しが良くない状態です。整備に当たっては、明るさ、見通しに配慮する必要があります。また、公園再整備基本計画の現況評価では、衛生、遊具施設に関する評価が低く、公園利用者アンケートにおいても、遊具の充実を求める意見が多くあるため、遊具エリアの充実が求められます。

テニスコートでは、クラブハウス等の各種設備の老朽化が進んでいるほか、地盤の不具合によるコート盤面の陥没等が生じています。一体的整備により、施設の安全面の課題を解決する必要があります。また、道路側のフェンスは十分な高さがなく、ボールが飛び出す恐れがあるためその改善を図るほか、プレーヤーの発声や打球音等、近隣住民への影響はできる限り抑える必要があります。さらに、現在のテニスコートは2か所に分かれ、公園を2つのエリアに分ける状況となっていますが、安全性や利便性に配慮した配置を検討する必要があります。

また、テニスコート利用者の多くは自転車で来場していますが、現在は専用の駐輪場がなく、本来乗り入れ禁止の竹早公園内に駐輪せざるを得ない状態です。一体的整備により、竹早公園内にテニスコートと図書館が整備されることから、公園全体として利用者の動線にも配慮した駐輪場の確保が課題となります。

2 図書館における課題

(1) 施設の老朽化とユニバーサルデザインへの対応

施設の老朽化が進み、空調や給排水設備が老朽化しています。また、エレベーターやバリアフリートイレ、障害者用駐車場が未設置であるとともに、書架の間隔も狭く車いす利用が困難な状態です。だれもが安心して快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインへの対応が必要です。

なお、現在の建築基準法上では既存不適格建築物となっていることから、建替えの際には現行の法規に適合した施設とする必要があります。

(2) 蔵書能力の強化、利用しやすい書架配置への対応

積層書架などのフロア構成や開架中心の配架を最大限に生かし、区立図書館で2番目の資料数を揃えています。棚にゆとりがなく収容能力を超えている状態です。また、積層書架による複雑なフロア構成により、利用者が本を探しづらい状況があります。古い資料も適切に保存できる書庫の設置や、利用しやすく、資料を探しやすい書架の配置を検討する必要があります。

(3) 児童や若年層等へのサービスの充実

児童図書コーナーとおはなし室が別のフロアでアクセスしづらく、施設規模からも、授乳室やおむつ交換室、ベビーカー置き場を設置するゆとりがありません。また、「文京区子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）」で課題としており、主に10代の若年層の図書館利用が減少しているため、児童や若年層が利用しやすい図書館づくりを検討する必要があります。

さらに、公園との一体的整備を進めることで、子ども連れの利用者にとっても利用しやすい環境が求められます。

(4) 視聴覚資料の活用

レコードをはじめとした視聴覚資料は、公立図書館の歴史を辿ってみても、小石川図書館の特色となっています。とりわけ、レコードのコレクションは全国的にも珍しく、アナログ音源という音楽文化を伝える貴重な資料となっています。視聴覚資料の貸出数が減少を続ける中で、改めて、視聴覚資料を活用したサービスを検討する必要があります。

(5) 閲覧環境の充実

新聞や雑誌のブラウジングスペースに余裕がなく、閲覧席についても、学習での利用や席の増設を求める意見があります。調べ物や読書など、用途に合わせた閲覧環境の整備が必要です。

(6) 多様な行事等に対応できる設備の充実

現在のホールでは、様々な図書館行事を実施していますが、固定席であることから、実施できる催し物が限定されます。公園との一体的整備により、これまで以上に、多様な用途に対応できる環境を

整える必要があります。

(7) 図書館の使い方の変化への対応

図書館で静かに読書や勉強をしたいという意見がある一方、絵本の読み聞かせや友人とのグループ学習、音楽を聴きながらの読書など、ざわめきを許容する環境も求められます。時代とともに図書館の使われ方が変化する中、施設内での静と動のすみわけなど、利用者の多様な活動を許容する空間づくりを検討する必要があります。

(8) 運営の効率化

質の高い図書館サービスを提供するためには、資料提供に必要な作業やボランティア活動を行うスペースを確保しなければなりません。図書館運営に必要なバックヤードの確保や利用者動線との分離など、運営の安全と効率化を図る必要があります。

3 一体的に整備をするうえでの課題

(1) 各施設の特徴を生かした相乗効果

限られた敷地面積で、各施設の機能を維持・向上するとともに、公園・テニスコート・図書館といった親和性の高い施設を一体的に整備することで、相乗効果を生み出すことが期待されます。そのため、各施設の機能配置においても、その視点が重要になり共有部分等を有効に活用しながら、相乗効果を生み出すような機能やゾーニングの工夫を検討する必要があります。

(2) 管理運営体制の検討

各施設がそれぞれの特性を生かし、利用者同士の交流や賑わいのあるコミュニティの場を創出するためには、一体的施設全体の管理運営体制が重要になります。現在、各施設で管理運営方法が異なりますが、敷地全体での一体的な管理運営など、より効率的な管理運営体制を検討する必要があります。

第6章 施設整備方針

各施設の課題や区民参画で寄せられた意見等を踏まえ、一体的整備コンセプトに基づき、以下のよ
うな整備方針の下、竹早公園と小石川図書館の一体的整備を進めます。

1 都市計画公園としての機能向上

小石川図書館の敷地を組み込み、竹早公園を一体的に整備することで、公園の面積を拡大し、地域
のコミュニティスペースとしての機能拡充や防災性の向上等、都市計画公園としての機能を向上させ
ます。また、敷地の高低差を活用した立体的な整備を行い、限られたスペースを有効に活用した土地
利用計画とするとともに、各施設間のアクセスの向上等、公園全体の利便性を向上させます。

また、施設の屋上部分については、公園とし、緑化や幼児用遊具などを配置し、憩い、賑わいの創
出を図ります。

2 施設の複合化による相互連携、各施設の利用者が交わる空間の創出

点在する建物を集約化・複合化により、効率的な施設整備を行います。また、公園のほか、社会教
育施設であるテニスコートと図書館の機能更新に加え、共有部分を介した各施設の機能連携を図るこ
とで、それぞれの施設の特徴を生かした相乗効果を生み出し、以下のように、多様な人が集まり、憩
い、学び、にぎわい、交流できる空間を創出します。

表 6-1 一体的施設における空間テーマ

<p>【空間テーマ】 「あそぶ、まなぶ、つなぐ、ひろがる。」</p> <p>○あ そ ぶ…身体を動かし、好奇心をくすぐり、遊びを通じた体験ができる場</p> <p>○ま な ぶ…自然やスポーツ、本や音楽などを通じて体験、体感、多様な学びのできる場</p> <p>○つ な ぐ…区民と情報、区民と区民をつなぎ、地域の未来へつなげる場</p> <p>○ひろがる…区民一人ひとりの知識が広がり、世界が広がり、交流の輪が広がる場</p>

3 バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応

全ての人々が安心して快適に施設を利用できるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応
を行います。「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の考え方を基本に、「高齢者、障害者等の移動
等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「東京都福祉のまちづくり条例（同条例施設
整備マニュアル）」等を踏まえた整備を進めます。

4 環境に配慮した施設づくり

公共施設等総合管理計画（令和6年度改定予定）に基づき、脱炭素化に向けた ZEB 化・省エネルギ
ー化の推進を図ります。省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入に加え、運営時にエネル
ギー節減を図れるような施設設計を行うとともに、内装等の木質化やリサイクル製品・木材製品の採
用等を検討し、資源の節約に努めます。

また、竹早公園はまとまったみどりがある地域であり、「文京区生物多様性地域戦略」に配慮した公園づくりを進めます。

第7章 導入する機能・サービス

整備する各施設（竹早公園・竹早テニスコート・小石川図書館）に導入する機能やサービスに関する計画を以下のように示します。

1 複合施設の共有空間における機能・サービス

各施設が機能的にも空間的にも融合・連携する共有の空間をつくることで、施設の利用者がお互いに利用し、交流するほか、地域の憩いや、学び、賑わいのある場の創出をめざします。

表 7-1 複合施設の共有空間における機能・サービス

項目	機能・サービス	必要な諸室・スペース等
憩い・交流・賑わい	<ul style="list-style-type: none"> 各施設とつながる休憩（飲食可）や会話のできる賑わいある空間 各施設利用者がお互いに利用できる空間 	ロビー／フリースペース
学び・遊び	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の利用者が利用できる空間 学び、遊びにつながる催しの開催 	多目的ホール
全ての人が安心して利用できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー対応等の環境整備 	エレベーター／駐輪場／障害者用駐車場／授乳室・おむつ交換室等

2 公園・テニスコートにおける機能

竹早公園は、図書館との一体的整備により、地域活動や活発なコミュニティづくりの拠点となる設備や空間を確保します。多様なニーズを捉え、緑の確保や遊具、様々な活動がひろがる広場等の設置など、誰もが利用したいと感じる魅力的で快適な環境を整備します。また、施設をバランスよく配置することで、災害時の一時避難場所や避難経路としての十分なスペースを確保するなど、地域の防災性の向上にも貢献します。

利用率の高いテニスコートについては、現行の5面を維持しつつ、効率的な運用を図るため、エリアが分断している現状を解消し、一体的に配置します。また、老朽化した設備を更新するとともに、図書館施設とクラブハウス等の機能を合築し、効率的な施設整備と利用者の利便性向上を図ります。

表 7-2 公園・テニスコートの機能

項目	機能	必要なエリア
遊具	<ul style="list-style-type: none"> 小さい子どもを安心して遊ばせられる 乳幼児や児童向けの遊具を設置 	安全で種類豊かな遊具エリア
緑・散策	<ul style="list-style-type: none"> 公園全体を散策エリアとし、他エリアをつなぐ 緑を楽しみながら散策できる 	四季を感じる木々、草花のある散策エリア
休憩	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者の休憩スペースとしての利用のほか、図書館で借りた本を読むスペースとしても利用 	屋外読書もできる休憩エリア

項目	機能	必要なエリア
広場	<ul style="list-style-type: none"> 多様な活動に対応 	様々な活動に使える明るく広々とした広場
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> 5面を集約して整備し、使いやすくする 適切な規模で使いやすいクラブハウスとする 利用受付窓口とテニスコートの動線が分かりやすい 	5面一体の使いやすいテニスコート／クラブハウス／受付窓口

3 図書館における機能・サービス

図書館で実施するサービスとそのサービスを実現するための蔵書計画を示します。

(1) サービス

地域の身近な「学びの拠点」として、資料の収集・保存・貸出といった基礎的なサービスに加え、新しい本と出会える機会の提供やライフステージに応じた催し、多様な学習活動等に対応できる図書館を目指します。また、公園とつながることで、賑わいやざわめきと共存し、だれでも利用しやすい居心地のよい空間づくりや、小石川図書館の特性である音楽を生かした空間づくりを行います。

表 7-3 図書館におけるサービス・機能

項目	サービス・機能	必要な諸室・スペース等
基礎的な機能を維持したサービス	<ul style="list-style-type: none"> 資料の収集・保存・貸出 来館が困難な方への資料宅配サービスの実施 対面朗読サービスの実施 レファレンスサービスの提供 	開架・閉架スペース／カウンター／対面朗読室／管理スペース
充実した資料の提供と利用しやすい配架（本との出会い）	<ul style="list-style-type: none"> 豊富な資料を生かした書架配置、配架 郷土資料、音楽資料の収集・保管・提供 閉架書庫の一括集約・拡充 新たな本との出会いを創出する配架、展示 	開架スペース／閉架書庫／展示スペース
子どもが過ごしやすい空間	<ul style="list-style-type: none"> 子ども向けの資料と書架配置、くつろいで本が読めるスペース 子どもの声を許容し、親子で話しながら過ごせる空間の創出 成長段階に応じたおはなし会や催し 主に10代の若年層に向けた読書活動の支援 	児童開架・閲覧スペース／ねころび台（読み聞かせスペース）／YA（※）開架・閲覧スペース
読書や学習空間の整備（目的に応じた利用）	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧や学習など利用者の目的に応じた席の設置（ざわめきのあるスペースと、静かなスペースを分けたゾーニング） くつろぎながら読書できる空間の提供 会話を許容する空間の提供 	閲覧スペース／閲覧・学習室／グループ学習室
公園とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> 公園と図書館内のエリアのつながりの創出 	開架・閲覧スペース／展示コーナー

項目	サービス・機能	必要な諸室・スペース等
全ての人が安心して利用できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者資料等の充実等 ・ バリアフリー対応等の環境整備 ・ 子連れでも安心して利用できる環境整備 	開架・閲覧スペース／対面朗読室／おむつ交換スペース／ベビーカー置き場
音楽を楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> ・ レコードの保存・貸出、魅力の発信 ・ 音楽を楽しむ空間や催しの提供 	視聴覚資料開架・視聴スペース／閉架書庫／多目的ホール
ICTの活用による利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ IC タグシステムの導入による貸出・返却・予約受取のセルフ化 ・ 館内での Wi-Fi 環境の整備 ・ データベース、インターネット機器の設置 	セルフ機器／インターネット席

※YA…ヤングアダルト。主に10代の読者あるいは図書館利用者を、児童と成人の中間に位置し配慮を必要とする利用者層として、図書館界・出版界で呼称するときに使う用語。

(2) 蔵書計画

①蔵書規模目標

小石川図書館は、平成28(2016)年以降に竣工された23区と同規模図書館と比較して、蔵書冊数、貸出数、予約件数において最も多く、十分な資料を蔵書しています。また、文京区立図書館全体としても、人口当たりの蔵書冊数は23区内2位であるとともに、人口20～25万人の同規模自治体と比較しても、蔵書冊数、貸出密度、登録率は高い水準にあります。一方で、いずれの館も施設の収容能力を超えている状況があります。区民参画におけるアンケート等でも示されるように、社会環境の変化に伴い、利用者の閲覧・学習環境の整備やICT化などが求められる中、今後、これらのサービスを継続的に提供していくためには、施設内にゆとりのあるスペースを生み出す必要があり、このことは、小石川図書館に限らず、文京区立図書館全体の課題とも言えます。

このような状況を踏まえ、小石川図書館の資料数については現状を維持しつつ、新たなサービスを導入するために必要な空間を生み出すため、図書・視聴覚資料の5割程度を閉架書架に配架することを目指します。また、児童書については、子どもに多く触れてもらい、装丁等を含めて本との出会いを確保するため、開架に配架する割合を9割程度とします。なお、一般図書については、開架に配架する割合が少なくなりますが、資料の豊富さを生かしつつ利用者が触れることのできる機会を確保するため、公開できる閉架書庫の整備を検討します。

表 7-4 小石川図書館における蔵書計画

資料種別	項目	現在 (令和5年3月末日時点)	目標
図書	蔵書数	181,721冊	182,000冊
	開架率	77.4% (雑誌以外)	50%程度 (児童書は90%程度)
	児童書割合	22.9%・41,656冊	23%・42,000冊
視聴覚資料	資料数	42,720点	42,000点
全体	全体資料数	224,441点	224,000点

※蔵書数には雑誌含む

②共同書庫の設置

閲覧・学習環境の整備等、新たに求められるサービスを区立図書館全体として提供するためには、各館の開架・閉架割合の見直しによる、新たな空間の確保が必要となります。そのため、小石川図書館の改築に当たっては、区立図書館の共同書庫を設置し、区全体の収容能力を拡充します。

第8章 施設整備目標

1 施設整備目標

(1) 必要な諸室・スペース

「第7章 導入する機能・サービス」を踏まえ、一体的施設において必要な諸室・スペースは以下のとおりです。

表 8-1 一体的施設に必要な諸室・スペース

エリア名	諸室・スペース名	主な機能	仕様等
共有	ロビー（フリースペース）	<ul style="list-style-type: none"> 各施設への通路 多目的な利用 公園を眺めることのできる休憩スペース（飲食可） 	<ul style="list-style-type: none"> 公園、テニスコート、図書館の共有空間とし、機能連携を図りやすい計画 多目的ホールとの一体的な利用など多様な使い方に対応
	多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> 催しなど多目的な利用 	<ul style="list-style-type: none"> 多目的な利用、催しを公開しやすい計画 公園側への接続を可能とする
	授乳室・おむつ交換室	<ul style="list-style-type: none"> 授乳、おむつ交換ができる室 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児とその保護者を対象とした設備
	駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 自転車での利用者用 	<ul style="list-style-type: none"> 100台程度
	エレベーター、廊下、通路	<ul style="list-style-type: none"> 複層階の移動手段 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者用、管理者用の設置
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 男子トイレ、女子トイレ バリアフリートイレ 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間利用対応 公園、テニスコート利用者がアクセスしやすい
公園（屋外）	遊具	<ul style="list-style-type: none"> 小さい子どもを安心して遊ばせられる 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児や児童向けの遊具を設置
	散策	<ul style="list-style-type: none"> エリア同士を散策路を通じてつなぐ 緑を楽しみながら散策ができる 	
	休憩	<ul style="list-style-type: none"> 屋外読書もできる 	<ul style="list-style-type: none"> ベンチ等の設置
	広場	<ul style="list-style-type: none"> 様々な活動に使える 	<ul style="list-style-type: none"> 一体的にできる限り広くとる
	テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> テニス利用 	<ul style="list-style-type: none"> 5面を集約
テニスコート（屋内）	更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 更衣のできる室。シャワー、ロッカー含む 	<ul style="list-style-type: none"> テニスコート利用者専用 男女別に設置
	受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> テニスコート利用時の受付窓口 	<ul style="list-style-type: none"> テニスコートと図書館の受付の集約等、管理の効率化を検討

エリア名	諸室・スペース名	主な機能	仕様等
図書館	カウンター等 予約資料コーナー	<ul style="list-style-type: none"> 利用登録や貸出と返却等のサービス、調べ物や読書相談などに対応するレファレンスカウンター、資料検索(OPAC)、インターネットやデータベースPC席 予約資料の受取サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 館内全体で見やすい位置に配置 貸出返却用のセルフ機器を設置 インターネット端末設置 セルフ予約棚を設置
	開架・閲覧スペース (図書)	<ul style="list-style-type: none"> 一般図書、YA、地域資料、参考資料の配架 展示コーナー 閲覧スペース 	<ul style="list-style-type: none"> 書架は配架の効率性と見通しを配慮した段数 書架間の通路幅は車いすの移動ができる幅を確保 いす席、机席(デスクライト、コンセント)など様々なニーズに対応
	開架・閲覧スペース (視聴覚資料)	<ul style="list-style-type: none"> CD、レコード資料の配架 試聴スペース 	<ul style="list-style-type: none"> 書架は配架の効率性と見通しを配慮した段数 書架間の通路幅は車いすの移動ができる幅を確保 レコードは展示、試聴できるスペースを確保
	新聞・雑誌・ブラウジングスペース	<ul style="list-style-type: none"> 新聞・雑誌の配架、閲覧スペース 	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者が気軽に利用できる位置に配置
	閲覧・学習室	<ul style="list-style-type: none"> 静かに集中して読書や学習を行うスペース 	<ul style="list-style-type: none"> 壁で仕切る室としての整備を検討
	グループ学習室	<ul style="list-style-type: none"> 複数人での学習用スペース 	<ul style="list-style-type: none"> 会話が可能な空間への設置または壁で仕切る室としての整備を検討
	開架・閲覧スペース (児童図書)	<ul style="list-style-type: none"> 児童書の配架 ねころび台(読み聞かせスペース) ベビーカー置き場 閲覧スペース 	<ul style="list-style-type: none"> 書架は配架の効率性と見通しを配慮した段数 書架間の通路幅は車いすの移動ができる幅を確保 読み聞かせやおはなし会に対応 いす席、机席など様々なニーズに対応
	トイレ(一般・児童)、 おむつ交換スペース	<ul style="list-style-type: none"> トイレは子ども用含む おむつ交換ができるスペース 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども用トイレ・おむつ交換スペースは児童図書のエリアに設置し、乳幼児とその保護者を対象とした設備とする

エリア名	諸室・スペース名	主な機能	仕様等
	対面朗読室	・ 対面朗読サービスの提供	・ 仕切られた部屋 ・ 一定程度の防音
管理	事務室、会議室等	・ 図書館、テニスコート、公園の職員の事務、作業スペース ・ 各施設備品の保管 ・ ボランティア等の活動スペース	・ 機能を集約し、セキュリティに配慮した配置 ・ 職員の利便性に配慮した配置
	閉架書庫、共同書庫	・ 閉架資料の保管 ・ 区立図書館全体のストック機能（共同書庫）	・ 集密書架 ・ 利用者も利用できる公開書架としての整備を検討（共同書庫は除く）
	倉庫	・ 防災用倉庫	—
	駐車場・トラックヤード	・ 障害者用駐車場 ・ 交換使用駐車場	—
	機械室・電気室	—	—

（２） 施設整備目標

一体的施設としての整備目標は、以下のとおりです。

①公園・テニスコートの施設整備目標

公園に関しては、現在の竹早公園における活動可能な広場面積 2,550 m²と同等以上の確保を目標とします。

緑化に関しては、文京区における規定「文京区みどりの保護条例」、東京都「東京の緑の回復と保護に関する条例」、国交省「緑の政策大綱」における基準に遵守します。

テニスコートに関しては、利用のしやすさを考慮し、5面を集約して整備します。

②複合施設の施設整備目標

「第7章 導入する機能・サービス」「1（1）必要な諸室・スペース」を踏まえた施設規模目標を、表 8-2 に示します。

複合施設では、図書館機能と合わせ、図書館、テニスコート管理棟等の一体化、集約を行うことでサービスの融合、当該敷地全体の有効活用を図ります。複合施設の延床面積は、約 3,400 m²程度を目標とします。駐輪場に関しては、現在の駐輪の様子や想定される一体的施設の利用者数を考慮し、100 台程度の規模とします。

表 8-2 複合施設の施設規模目標

区分	諸室名	面積	収容点数	備考	
利用者	多目的利用ゾーン	ロビー	-		
		多目的ホール	-	100席程度	
		展示コーナー	-		
		更衣室	-		
		トイレ・廊下・階段等	-	トイレ、授乳室・おむつ交換室等	
		多目的利用ゾーン計	600㎡	-	
	一般・視聴覚資料ゾーン	カウンター等、予約資料コーナー		-	予約資料コーナーは5,000冊程度の規模
		一般開架・閲覧スペース		50,000冊	68席程度
		YAスペース			
		地域・参考資料スペース			
		視聴覚資料開架・閲覧スペース		21,000点	5席程度
		新聞・雑誌・ブラウジングスペース		-	12人程度
		閲覧・学習室		-	65席程度
		グループ学習室		-	20席程度
		対面朗読室		-	
一般・視聴覚資料ゾーン計	900㎡	71,000点			
児童ゾーン	カウンター等		-		
	児童開架スペース		40,000冊	15席程度	
	ねころび台（読み聞かせスペース）		-	15人程度	
	トイレ・廊下・階段等		-	子どもトイレ、おむつ交換スペース、ベビーカー置き場等	
	児童ゾーン計	400㎡	40,000冊		
管理	事務室等		-	事務室、ボランティア室兼作業室、清掃員休憩室等	
	会議室等		-		
	閉架書庫		113,000点	うち図書9.2万冊、視聴覚資料2.1万点	
	共同書庫		50,000冊		
	倉庫		-		
	駐車場・トラックヤード		-	障害者用、交換使用	
	トイレ・廊下・階段等		-	一般・視聴覚資料ゾーンのトイレ等も含む	
	管理計	1,500㎡	163,000点		
合計		3,400㎡	274,000点	図書18.2万冊（一般書14万冊、児童書4.2万冊）+視聴覚資料4.2万点+共同倉庫5万点	

※駐輪場（100台程度）、車寄せ（計400㎡程度）は合計面積に含めない

2 機能相関図

公園と複合施設の出入口付近は、ロビーや多目的ホール等、にぎわいや交流を生む動的な多目的利用ゾーンとし、公園・テニスコート・図書館とのつながりをもった形とします。トイレ等は屋外からもアクセスしやすい場所に配置し、更衣室はテニスコート利用者専用施設となるため、受付窓口と近接させるなど工夫を行います。また、図書館のカウンター、テニスコートの受付窓口を集約することで、運営の効率化が図れます。その他、図書館の資料の展示コーナーや新聞・雑誌・ブラウジングス

ペース、地域に関する資料を多目的利用ゾーンまたは多目的利用ゾーン近くに配置することで、情報の発信や来訪者がだれでも気軽に利用できる施設への導入部としての役割を果たします。

多目的利用ゾーンから図書館（一般・視聴覚ゾーン、児童ゾーン）に進むにつれて静的な空間へと移っていくゾーニングとします。特に学習・研究目的の利用者が使用する閲覧・学習室、参考資料スペース、静かな環境を保つ必要がある対面朗読室は静的な空間への配置とします。

管理エリアに関しては、三施設の管理系諸室をできる限り集約して配置します。一方、図書館の閉架書庫は利用者の出入りもできる公開書庫とすることも検討するため、一般・視聴覚ゾーンからの利用者動線にも配慮する必要があります。

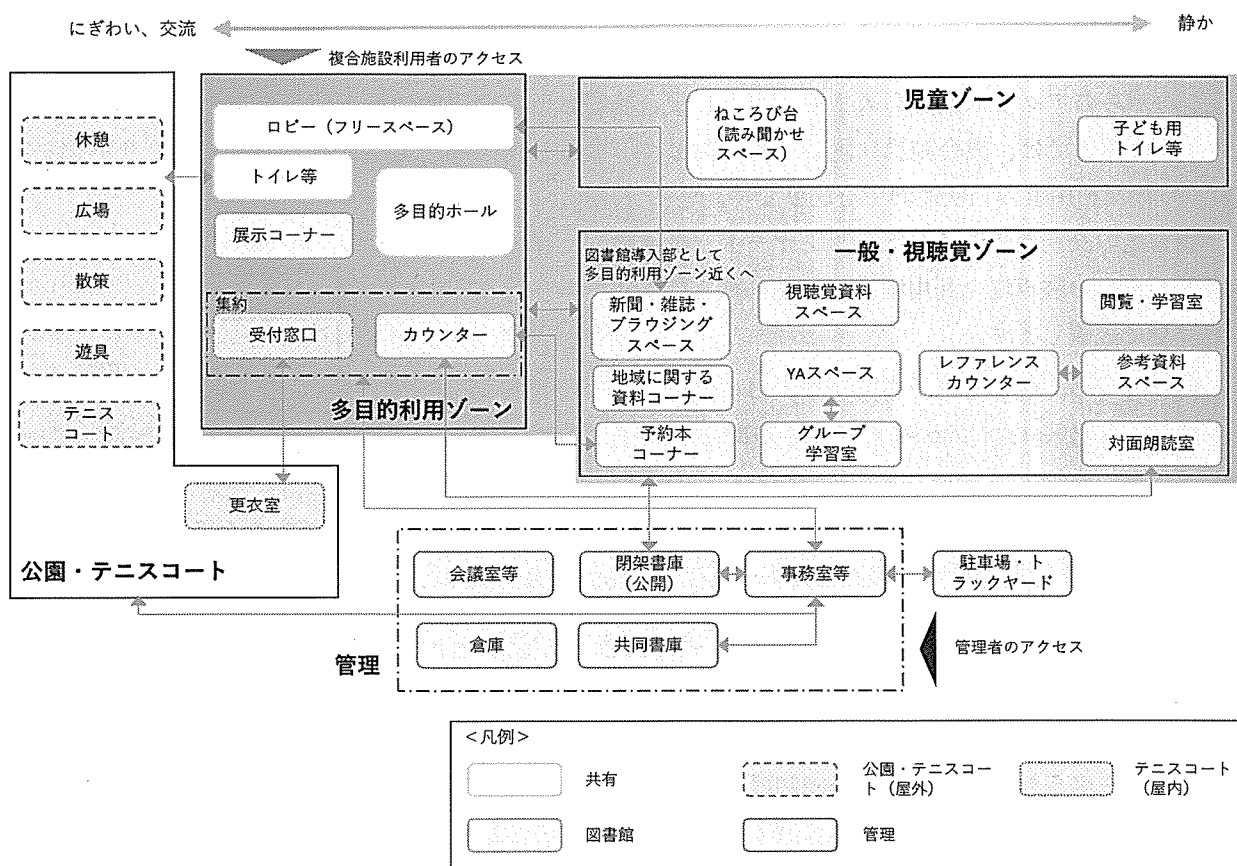


図 8-1 機能相関図

3 土地利用計画・施設配置案

(1) 土地利用計画・施設配置案の考え方

三施設の利用者が交わる空間を創出するため、日当たりの良い公園の南側は広場とし、テニスコート、複合施設との連携をしやすい形とします。広場では目的に応じた様々な活動を可能とし、イベントのできる空間を整備し、利用者が居心地よく滞在できるようにします。

テニスコートは、利用時の音や夜間照明の光等、近隣への影響を配慮し、現状と同じ西側に5面を集約して整備します。

複合施設に関しては、ロビーやトイレ、テニスコートの受付窓口・管理事務所・更衣室等は公園、テニスコートと連携しやすい位置に配置します。また、高低差を活用し、公園やテニスコートに影を落とさないよう東側に配置するとともに、建物の日影による近隣への影響を考慮します。

(2) 動線の考え方

三施設それぞれの利用者が利用しやすく、また公園内の安全性を考慮した動線とします。利用者は公園的ロビーを通り複合施設内を利用する動線とすることで、三施設の融合・連携を促し、交流・コミュニティの創出を図ります。また、分かりやすいサイン等で適切に誘導します。駐輪場については、敷地の高低差を生かし、利用者のアクセスしやすい地下1階に整備します。

高低差を活用して、道路レベル（北・東側）と公園レベル（南側）をつなぐ位置に建物を配置し、双方向からのアクセス性を高めます。また、複合施設は既存図書館の地下部分を有効活用します。アクセスに関しては、複合施設は両レベルに対して、公園は南側周辺道路に対してバリアフリー化を行い、多様な利用者の利便性向上を図ります。

図書館の交換便のためのトラックヤード、身体障害者のための駐車場を利用者及び管理動線を踏まえた位置に配置します。

利用者への配慮として、道路側出入口に歩行空間を確保し、安全にアプローチできる空間を設けます。また、施設内のバリアフリー動線を介し安全に公園に出入りできる動線を想定します。

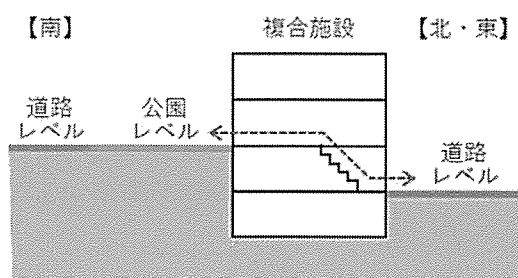


図 8-2 高低差の活用概念図

(3) 土地利用計画・施設配置案

土地利用計画・施設配置案を検討する際の敷地条件（建蔽率上限など）は立体都市公園制度の適用有無によって異なるため、それも含めて①立体都市公園制度を適用せず、都市公園法上の建蔽率 12% に準拠した場合と、②立体都市公園制度を適用した場合についても検討しました。

①都市公園法上の建蔽率上限 12%に準拠する場合

都市公園法上では本事業における建蔽率の上限は 12%で、建築面積の上限は 983.19 m²となります。既存同等の建物を除く公園面積を確保するため、複合施設の建築面積を約 950 m²とします。その場合、「第 8 章 1 (2) ②複合施設の施設整備目標」で示した施設整備目標を実現するには 4 層とする必要があります。

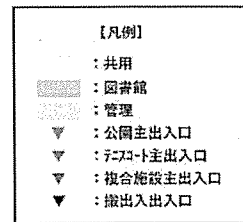
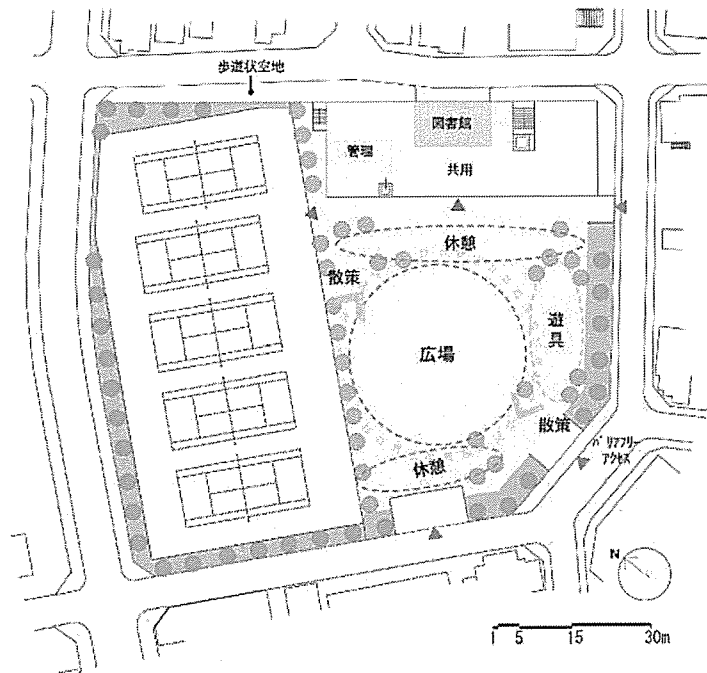
屋上階_50m²



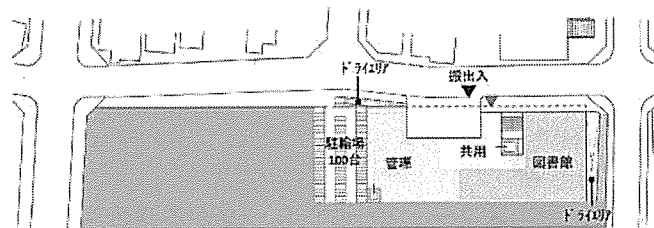
2階_950m²



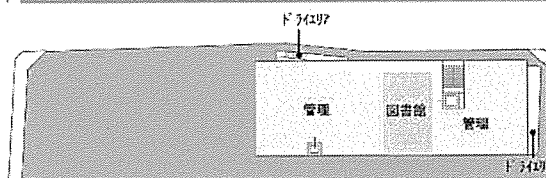
1階_950m²
(公園側出入口)



地下1階_950m²
(道路側出入口)



地下2階_950m²



断面構成図

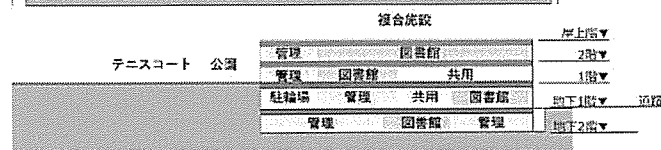


図 8-3 土地利用・施設配置①案

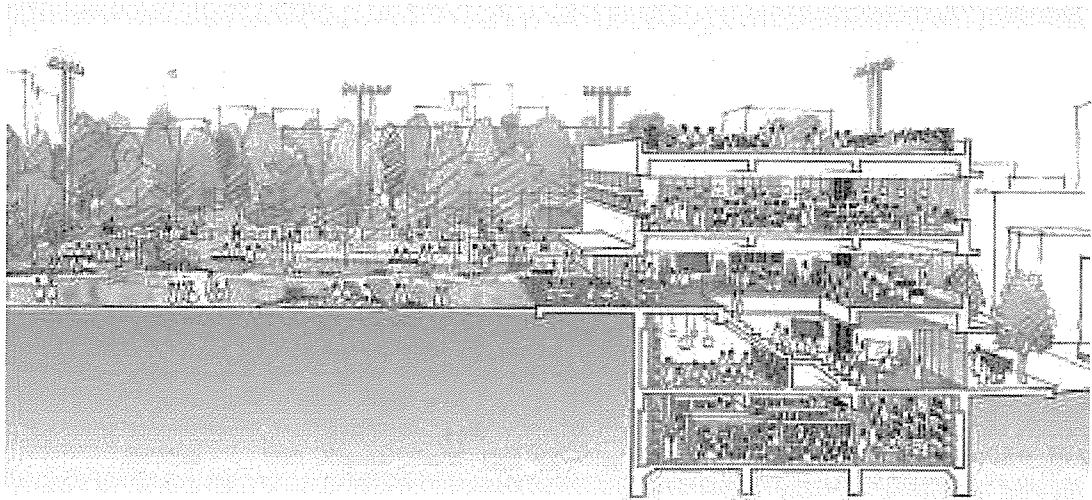


図 8-5 公園・テニスコート・複合施設の一体的整備イメージ (断面イメージ)

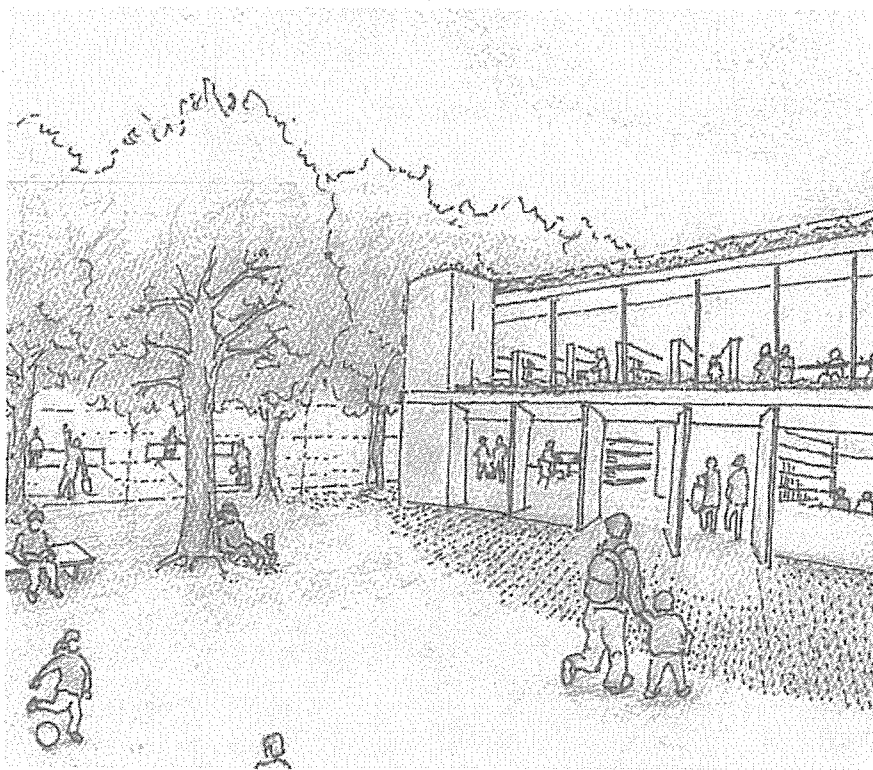


図 8-4 公園・テニスコートと一体的につながる複合施設イメージ

表 8-3 ①案における建蔽率等

項目	上限	①案の場合
建蔽率	都市公園法の規定により 2% + 特例 10%で 12%	11.6%
容積率	300%	47.0%
建築面積	983.19 m ²	約 950 m ² (公園地上部 約 950 m ²)
延床面積	24,579.78 m ²	約 3,850 m ² (うち駐輪場・車寄せ 400 m ²)

表 8-4 ①案項目別評価

項目	内容	
敷地の有効活用	・ 立体的な整備により、三施設に求められる機能を満たすことが可能	
高低差の活用	・ 道路レベルの高い南側から公園・テニスコート、複合施設へアクセス可能 (1 階公園側出入口より) であり、地盤の低い北東側からは (地下 1 階道路側出入口より) 複合施設へ、それぞれバリアフリーにアクセスが可能	
三施設の機能性	三施設連携	・ 公園、テニスコート、複合施設それぞれの利用者が交わりやすい動線、機能の連携が可能
	公園	・ 広場と休憩、遊具スペース、そして散策を楽しむ魅力的な公園
	テニスコート	・ 5 面一体のテニスコートを確保し、フレキシブルな利用が可能
	図書館	・ 図書館の利用者空間が 3 フロアにまたがるためややわかりにくい
	複合施設	・ 地下 2 階の空間が採光、換気面の工夫が必要
埋蔵文化財調査の影響	・ 掘削範囲が狭く、建築計画上の影響が小さい	
事業認可の手続き	・ 認可、申請等事業推進上の懸念がない	

表 8-5 現行施設規模との比較

	現行	整備後
公園	7,524.99 m ²	8,193.26 m ²
図書館敷地面積	668.27 m ²	
施設 (延床面積)	2,102.09 m ²	約 3,850 m ²
公園便所	20.99 m ²	
テニスコート施設	87.60 m ²	
図書館	1,993.50 m ²	

②立体都市公園制度を適用する場合

立体都市公園制度を適用する場合、建蔽率の上限は60%（ただし、角地、準防火地域内に準耐火建築物を建築することによる緩和により80%まで可能）となります。その際は複合施設の階層をおさえることが可能になります。

表 8-6 ②案における建蔽率等

項目	上限	②案の場合
建蔽率	60%（ただし、角地、準防火地域内に準耐火建築物を建築することによる緩和により80%まで可能）	※地下部分拡大による経済性・工期・地上部に必要な広場面積などを考慮した検討が必要。また、建物高さは近隣への日影の影響を考慮する必要がある。
容積率	300%	
建築面積	4,916.0 m ² (6,554.6 m ²)	
延床面積	24,579.78 m ²	

第9章 管理運営計画

1 開館・開場時間、休館・休場日

現在の各施設の開館・開場時間、休館・休場日は表 9-1 のとおりです。常にだれでも利用できる状態である公園とは異なり、テニスコートと図書館には、それぞれの開館・開場時間、休館・休場日があります。テニスコートや図書館は、他の施設とのサービス水準を統一する必要があるため、複合施設においても現行の開館時間を継続する必要があるため、その状況も考慮した管理運営計画を検討します。

表 9-1 現在の三施設の開館・開場時間、休館・休場日

項目	竹早公園	竹早テニスコート	小石川図書館
開館・開場時間	—	8:00～21:00	平日・土曜 9:00～21:00 日曜・祝日・12/29 9:00～19:00
休館・休場日	—	年末年始（12/28～1/4）	第3月曜日 年末年始（12/30～1/4） 特別整理期間

2 管理運営体制

現在の三施設の管理運営方法については、公園は直営、テニスコート・図書館は指定管理となっています。また、テニスコート・図書館の指定管理者は別の事業者となっています。

各施設において、現行のサービス水準を維持・向上するとともに、一体的施設の効果を最大限に発揮するためには、指定管理者による一体的施設全体の一体的な運営が望ましく、今後、その管理運営体制を検討します。

表 9-2 現在の三施設の管理運営方法

項目	竹早公園	竹早テニスコート	小石川図書館
管理運営方法	直営	指定管理	指定管理

第10章 整備スケジュール

1 一体的整備における手続き等

①都市計画手続きの流れ

都市計画手続きは、公聴会等による住民意見の反映や都との協議、都市計画審議会を経て都市計画の決定、告示縦覧まで、1年程度必要となります。

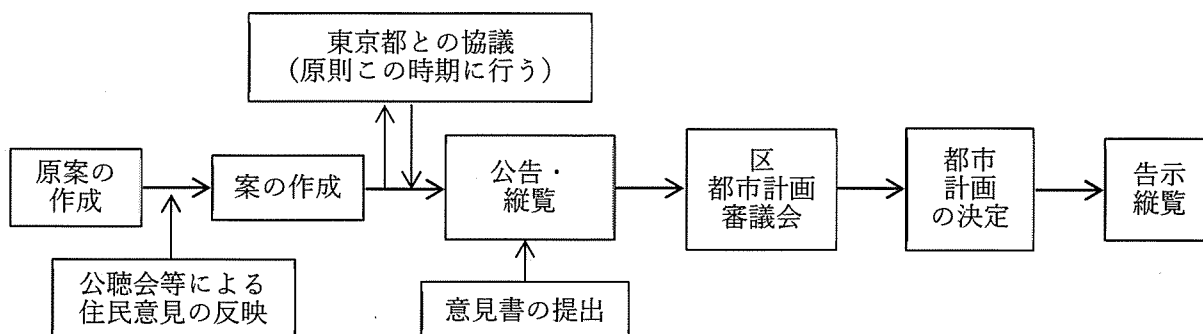


図 10-1 都市計画手続きフロー

出典：東京都都市整備局「都市計画の決定手続」(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/keikaku/seido_1.htm)

②立体都市公園制度を適用しない場合

立体都市公園制度を適用しない場合は、都市計画手続きの流れに沿って検討を進めていくことになります。区域の変更のみとなりますが、新たに図書館が公園施設となるため、周辺環境への影響や変化など、区民の理解を得るための整理が必要となります。

③立体都市公園制度を適用する場合

立体都市公園制度を適用する場合は、都市計画法第54条第二号（立体都市計画）と立体的な範囲を整合させる必要があり、そのため、基本設計終盤の計画内容の変更が発生しない段階で都市計画手続きの流れに沿って検討・協議を進めていくことになります。

立体的な範囲を定めた公園の下部空間に都市公園法の規制が及ばないため、都市計画法・建築基準法で定められる建蔽率で計画を行うことができます。ただし、公園の機能維持・向上が図られるものである必要があります。